

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

2019年9月



株式会社アンビスホールディングス

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式2,218,500千円(見込額)の募集及び株式261,000千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式430,650千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2019年9月3日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社アンビスホールディングス

東京都中央区八重洲一丁目9番8号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況

当社グループは、当社（株式会社アンビスホールディングス）及び連結子会社1社（株式会社アンビス）の計2社で構成されております。

当社グループは、2013年の設立^(※1)以来、「志とビジョンある医療・介護で社会を元気に幸せに」という企業理念（ミッション）のもと、連結子会社が行う医療施設型ホスピス事業（医心館事業）^(※2)を中核事業として、当社が出店戦略の企画から協力医療機関の獲得、顧客営業先の開拓、集客・サービス提供状況の分析及び改善、適正運営の確保、診療／介護報酬請求、債権管理、物品調達までのサポートを行うことで一気通貫型の地域医療／看護の強化再生ビジネスモデルを展開しております。

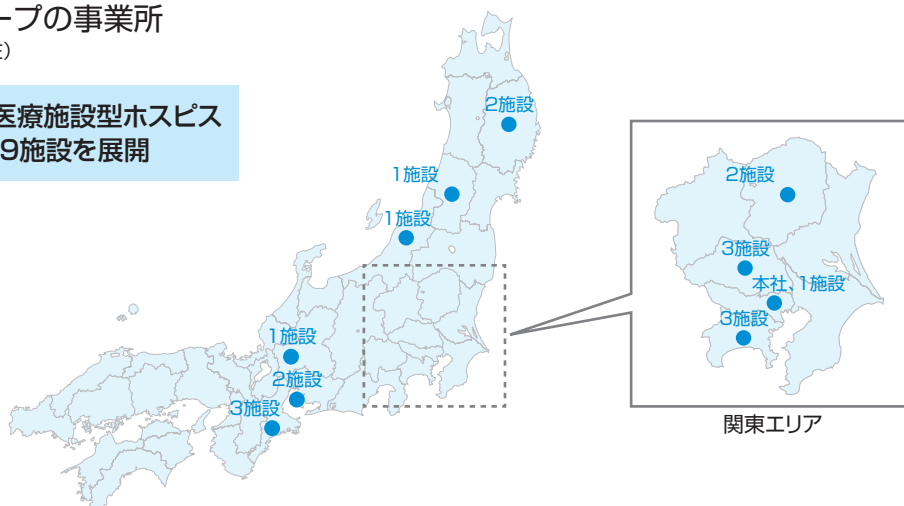
※1 2013年9月に株式会社アンビスを設立、2016年10月に同社を当社の100%子会社とする持株会社体制へ移行。

※2 安心な住まいを提供して、質量ともに整った看護体制により入居される方々へ医療とケアを届ける事業を「医療施設型ホスピス」事業と当社グループで定義しております。

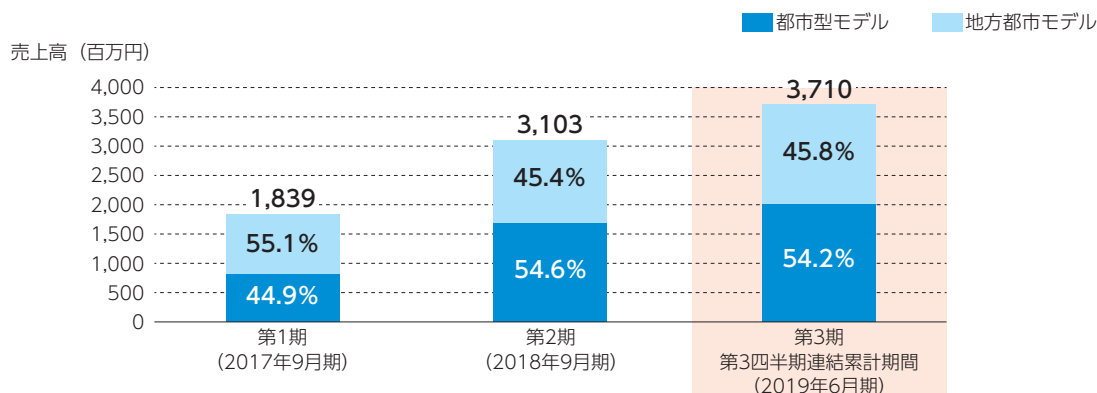
当社グループの事業所

（本書提出日現在）

1都9県に医療施設型ホスピス「医心館」19施設を展開



出店ポートフォリオ（展開区分）別の売上高構成比



（注）第1期（2017年9月期）及び第2期（2018年9月期）には、それぞれ23百万円及び1百万円のその他収入がありましたが、上記のグラフにはこれらを含んでおりません。

都市型モデル：大都市部（首都圏等）でのドミナント戦略。

量的に大きな需要がある大都市部において、集中的な出店による事業効率性を獲得します。

地方都市型モデル：閉鎖的・地方都市部での高シェア戦略。

市場の魅力が大都市部より劣ることから参入が躊躇されやすい地方都市において、他社に先行して出店することでエリア支配による先駆者利益を獲得します。

2. 事業の内容

医心館事業

当社グループは、医心館事業の単一セグメントであります。

【事業の内容】

当社の中核事業は、連結子会社である株式会社アンビスに対する、住宅型有料老人ホーム^(※1)等の運営及び経営に係るコンサルティング、住宅型有料老人ホーム等の用に供するための土地及び建物の賃貸の実施であり、同社が当社の主たる収益源となっております。

また、同社の中核事業は、医療施設型ホスピス事業であります。同社では、住宅型有料老人ホーム等「医心館」施設内における訪問看護、訪問介護、居宅介護支援及び障害者を対象とした居宅介護といった各種サービスの提供と施設運営により、医療施設型ホスピス事業を行うことを「医心館事業」と称し、現在のところ当社グループの軸事業となっております。

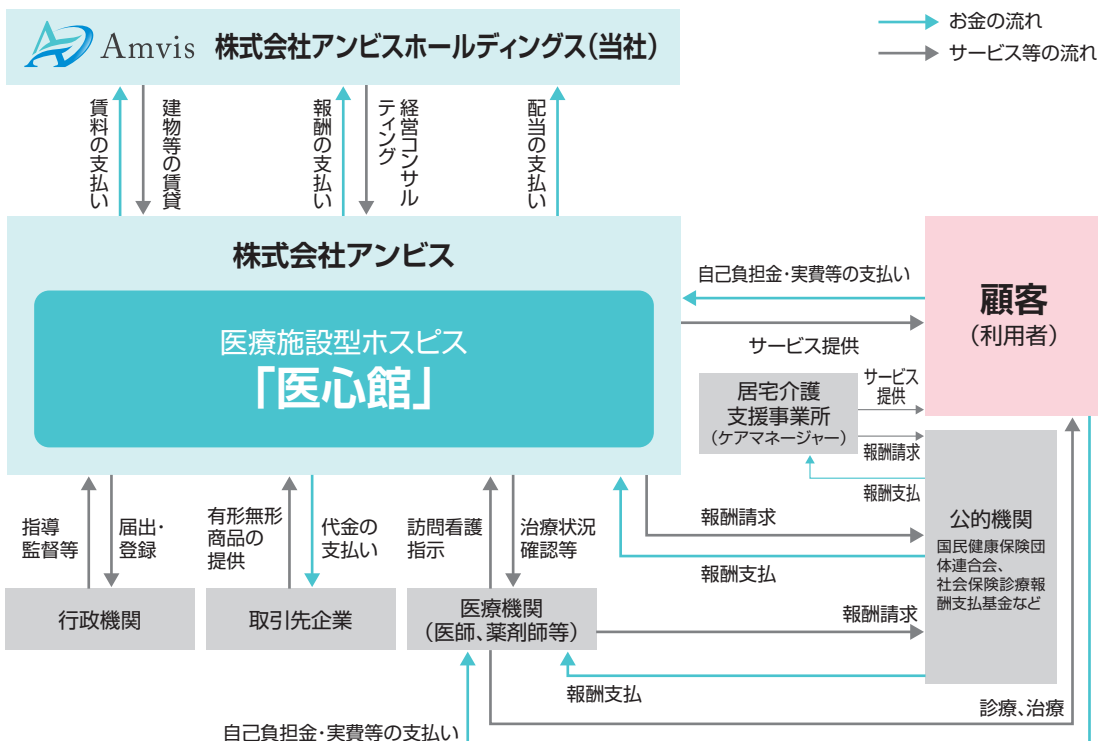
<アンビスの中核事業「医療施設型ホスピス」の位置づけ（当社グループによる定義）>



※1 住宅型有料老人ホームとは、老人福祉法に定められた手続きを経て設置された高齢者のための住居であり、厚生労働省が所管しています。

※2 難治性の病態、もしくは終末期にある医療依存度が高い方々を病院ではなく、地域で支える事業を総称して、「在宅ホスピス」事業と当社グループで定義しております。

当社グループの事業系統図は、以下のとおりであります。



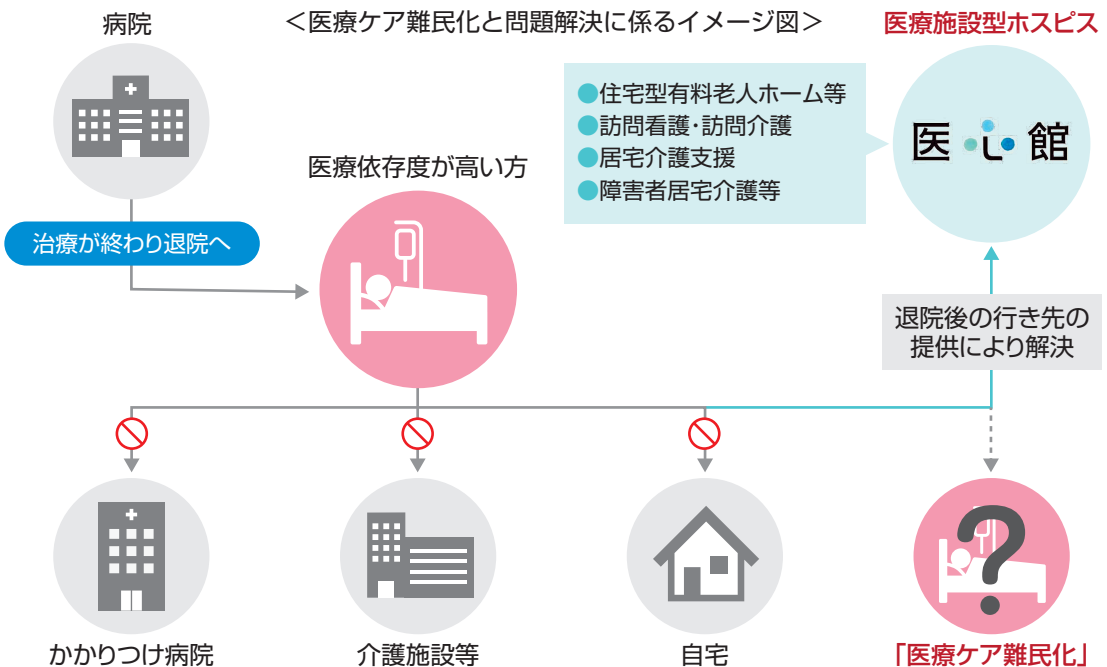
【事業の背景及び特徴】

当社グループが行う事業の背景には、医療依存度^(※)が高い方の退院後の行き先（慢性期・終末期の“療養”と“住まい”の確保）に係る問題「医療ケア難民化」があります。

当社グループが展開する医療施設型ホスピス「医心館」では、がんの末期状態にある方、特定疾患等の難治性の病を患う方、人工呼吸器の装着や気管切開で呼吸管理が必要な方、看取り対応の方など、これらの方々に対して退院後の行き先を提供しております。

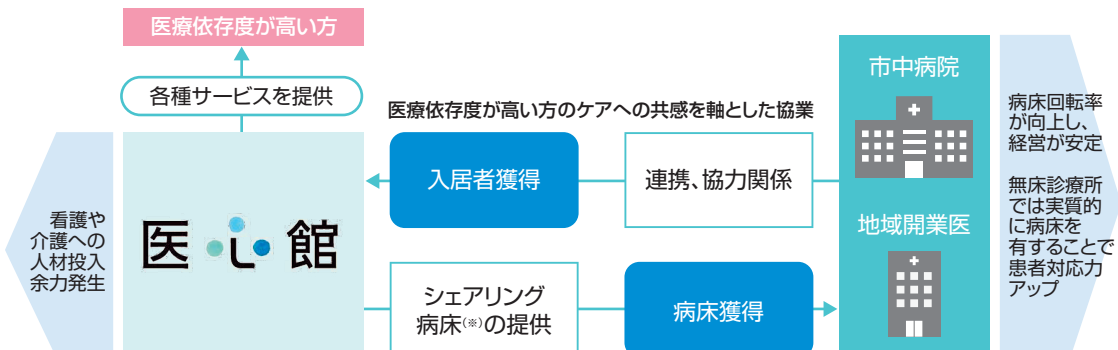
特に看護師の人員体制を強固にすることで、医療依存度が高い方の慢性期や終末期の療養において充実した看護ケアを提供していることを特徴としております。

※ 人工呼吸器管理や酸素療法、経管栄養など、医療を施さなければ生存が難しい状態の度合いのこと。医療依存度の高さが退院後の在宅療養や介護施設の受入れ可否に係る条件の一つとなっております。



また、原則として医師、薬剤師や介護支援専門員（ケアマネジャー）を外外部化するすることで、事業の透明性と公正性を担保し、同時に医療依存度が高い方のケアへの共感を軸に協業を図ることで、在宅療養を含めた地域包括ケアシステムや「地域医療」のプラットフォームを組み立てていることを特徴としております。

＜当社グループ（医心館）と地域医療機関との協業スキーム＞



※ 「シェアリング病床」とは、医療機関が病床代わりに利用できる外部施設のことを意味する当社用語です。



医療依存度が高い方々の安寧と尊厳のために。安心して暮らせる療養の場（イメージ）



職員が「医心館」の利用者へ心温かなケアを提供（イメージ）

手厚い看護体制

医療依存度が高い方の医療需要に応えるため、経験豊か（総合病院に一定期間勤務している等）な看護職員を、一般病棟入院基本料に係る施設基準（入居者数：一日に看護を行う看護職員数が10:1～13:1）と同等数で人員配置しております。



利用者にも職員にも使いやすい居室（「医心館 横浜都筑」の例）

最期まで責任あるケア

医心館では、常時複数の医師、薬剤師と連携して、入居者に必要な医療を提供しております。

当社グループが行う「医心館事業」では、看護職員がメインプレイヤーとなって、最期まで責任あるケアを提供しております。



病棟の施設基準に相当する看護体制で最期まで看る（イメージ）

低価格ホテルコストプランの実現

医心館事業の収益は、医療保険報酬、介護保険報酬、その他保険報酬、及びホテルコスト収益（家賃、食費、水道光熱費・管理費等の合計）で構成されております。

医心館事業は、各種保険報酬から収益を得、事業運営は安定しております。

収益の主柱をこれらに求めることで、ホテルコストに過度に依存しない事業運営が可能となっております。

3. 当社グループの今後の取組

中長期ビジョン

- ① 医療施設型ホスピス事業（医心館事業）を長期安定的な収益基盤に
- ② 医療・看護介護のリーディングカンパニーになり、医療・福祉分野で新たな潮流を創生
- ③ 医療財源の最適化を図り「地域医療の強化・再生」を推進し、未来医療の恩恵をひとりでも多くの人々に届ける

アクションプラン

創業・事業の確立

事業の成長を加速

地域医療に次の革新をもたらす事業創造

医心館事業
を構築

- ① 医心館事業規模(出店数)の拡大
- ② 医心館事業の利用対象者層の拡大(一気通貫化)
- ③ 地域医療再生事業への取組
- ④ 潜在ナース活用事業への取組

主な今後の取組

① 医心館対象者層の拡大

高齢者
重度障害者

+
・重症心身障害児^(※1)
・医療的ケア児^(※2)



2019年7月、「医心館 東戸塚」内において、重症心身障害児(者)支援事業を開始しました。

② 利用者年齢層の拡大による一気通貫化

今後の拡充対象層

現在のターゲット層

児童発達支援

放課後等デイ

障害者

医心館事業

0才～6才

7才～18才

18才～45才

終末期・慢性期患者

重症心身障害児、医療的ケア児

高齢者、重度障害者

※1 重症心身障害児とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どもたちのことでもあります。

※2 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療管理室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どものことでもあります。

4. 業績等の推移

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月		第1期 2017年9月	第2期 2018年9月	第3期第3四半期 2019年6月
売上高	(千円)	1,862,741	3,104,160	3,710,739
経常利益	(千円)	199,759	411,684	575,594
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益	(千円)	126,934	287,328	411,665
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	126,934	287,328	411,665
純資産額	(千円)	180,287	467,615	879,280
総資産額	(千円)	2,158,641	3,339,487	6,157,904
1株当たり純資産額	(円)	18.02	46.76	—
1株当たり当期(四半期)純利益	(円)	12.69	28.73	41.16
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	8.4	14.0	14.3
自己資本利益率	(%)	70.4	88.7	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	162,790	328,148	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△257,092	△657,764	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	254,993	242,313	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	574,066	486,764	—
従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	175〔106〕	327〔131〕	—〔—〕

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月		第1期 2017年9月	第2期 2018年9月
営業収益	(千円)	38,760	408,414
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△21,698	116,964
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△21,863	105,795
資本金	(千円)	40,000	40,000
発行済株式総数	(株)	50,000	50,000
純資産額	(千円)	28,136	133,932
総資産額	(千円)	64,492	917,921
1株当たり純資産額	(円)	2.81	13.39
1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)	(円)	—(—)	—(—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	△2.18	10.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	43.6	14.6
自己資本利益率	(%)	—	130.6
株価収益率	(倍)	—	—
配当性向	(%)	—	—
従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	15〔4〕	20〔1〕

(注) 1. 売上高及び営業収益には、消費税等が含まれておりません。

2. 当社は2016年10月3日設立であり、第1期は2016年10月3日から2017年9月30日までの11か月と29日となっております。

3. 当社は、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、発行済株式総数は10,000,000株となっております。

4. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)及び配当性向については、配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。第1期(単体)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 第1期(連結)の自己資本利益率は連結初年度のため、期末の自己資本に基づいて算出しております。第1期(単体)の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

7. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

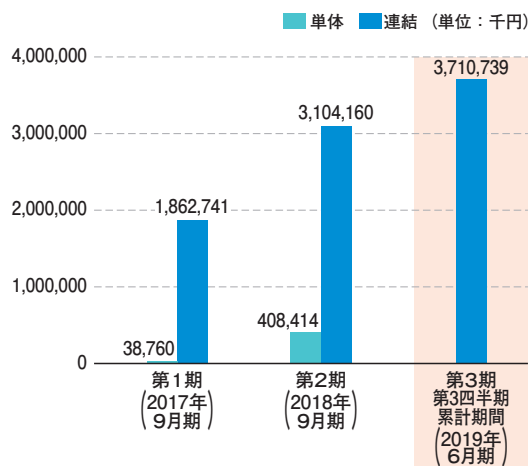
8. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を(1日8時間換算)〔〕外数で記載しております。なお、臨時雇用者数とは、正社員以外の直接雇用者(パートタイマー及び嘱託契約の社員)であります。

9. 第1期及び第2期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭51年大蔵省令第28号)に基づき、第1期及び第2期の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。また、第3期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

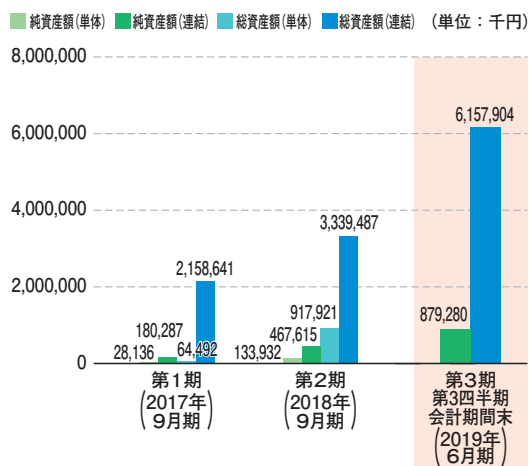
10. 第3期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益については、第3期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第3期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。

11. 当社は、2017年5月26日開催の取締役会決議により、2017年7月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、また、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いました。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

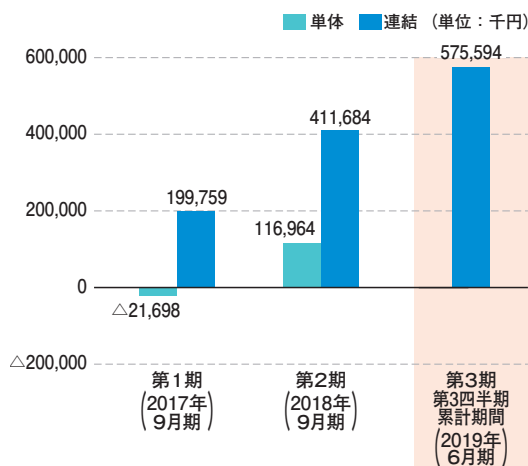
売上高



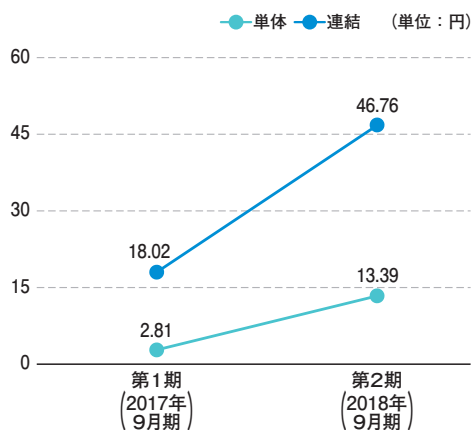
純資産額／総資産額



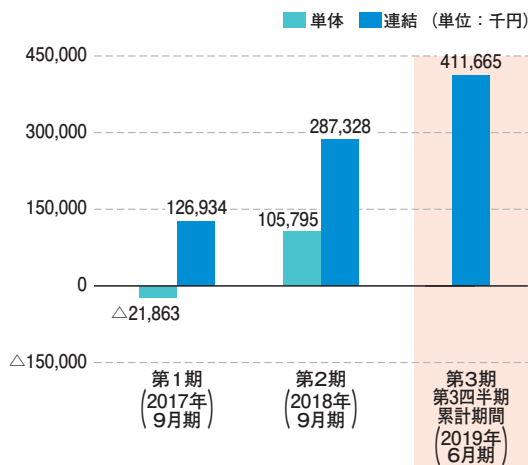
経常利益又は経常損失(△)



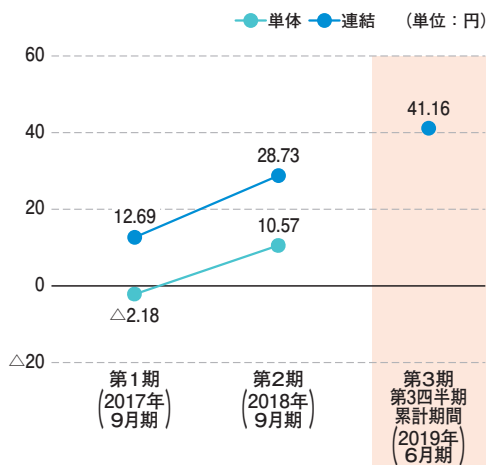
1株当たり純資産額



当期純利益又は当期純損失(△)及び親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益



1株当たり当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



(注) 1. 当社は2016年10月3日設立であり、第1期は2016年10月3日から2017年9月30日までの11か月と29日となっております。
 2. 当社は、2017年5月26日開催の取締役会決議により、2017年7月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、また、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いました。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	17
3 【事業の内容】	20
4 【関係会社の状況】	30
5 【従業員の状況】	30
第2 【事業の状況】	31
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	31
2 【事業等のリスク】	34
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	39
4 【経営上の重要な契約等】	46
5 【研究開発活動】	46
第3 【設備の状況】	47
1 【設備投資等の概要】	47
2 【主要な設備の状況】	47
3 【設備の新設、除却等の計画】	49

第4	【提出会社の状況】	50
1	【株式等の状況】	50
2	【自己株式の取得等の状況】	65
3	【配当政策】	66
4	【株価の推移】	66
5	【役員の状況】	67
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	70
第5	【経理の状況】	76
1	【連結財務諸表等】	77
2	【財務諸表等】	121
第6	【提出会社の株式事務の概要】	131
第7	【提出会社の参考情報】	132
1	【提出会社の親会社等の情報】	132
2	【その他の参考情報】	132
第四部	【株式公開情報】	133
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	133
第2	【第三者割当等の概況】	134
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	134
2	【取得者の概況】	136
3	【取得者の株式等の移動状況】	141
第3	【株主の状況】	142
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月3日
【会社名】	株式会社アンビスホールディングス
【英訳名】	Amvis Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 柴原 慶一
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目9番8号
【電話番号】	03-6262-5105(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 鈴木 しのぶ
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目9番8号
【電話番号】	03-6262-5105(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 鈴木 しのぶ
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 2,218,500,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 261,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 430,650,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,000,000(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2019年9月3日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2019年9月18日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、2019年9月3日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式165,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2019年9月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2019年9月18日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1,000,000	2,218,500,000	1,200,600,000
計(総発行株式)	1,000,000	2,218,500,000	1,200,600,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2019年9月3日開催の取締役会決議に基づき、2019年9月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,610円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は2,610,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2019年10月 1 日(火) 至 2019年10月 4 日(金)	未定 (注) 4	2019年10月 8 日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2019年9月18日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年9月30日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けにあたり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2019年9月18日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2019年9月30日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2019年9月3日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2019年9月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2019年10月9日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2019年9月20日から2019年9月27日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売にあたりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 名古屋駅前支店	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社 株式会社SBI証券	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2019年10月8日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	1,000,000	—

(注) 1. 2019年9月18日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2019年9月30日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,401,200,000	20,000,000	2,381,200,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,610円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額2,381,200千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限396,198千円と合わせて、設備資金として①当社グループの「医心館事業」の新規開設に係る資金に充当し、運転資金として②従業員採用費、③ネットワークシステム構築及び各種業務システム整備等の費用、借入金返済資金として④債務返済等に充当する予定であります。

- ① 医心館事業における新規施設(2020年9月期:3施設)の開設資金(保証金、設備投資、什器備品購入及びオープンイベント関係費用等)として、1,500,000千円(2020年9月期:1,500,000千円)を充当する予定であります。なお、当社グループでは、当該事業において「医心館」を年間7~10施設、新規に開設する計画となっております。このうち3施設の新規開設に係る資金を手取金により充当する予定であります。
- ② 医心館事業における事業規模及び利用対象者層の拡大への対応に係る従業員採用費として、277,398千円(2020年9月期:130,000千円、2021年9月期:147,398千円)を充当する予定であります。なお、当該費用は、当社グループで就業する従業員を採用及び雇用する費用であり、採用のために人材紹介会社等へ支払う報酬を含んでおります。
- ③ グループ内におけるコミュニケーションの強化(意思決定の迅速化)に係るネットワークシステム構築及び事務効率化に係る各種業務システム整備等の費用として、200,000千円(2020年9月期:200,000千円)を充当する予定であります。なお、その内訳は、当社と子会社、及び子会社の本部と各施設をつなぐネットワークシステム構築の費用が50,000千円、医療や介護に係る業務システム、及び経理、財務、人事などに係る業務システム整備等の費用が150,000千円となっております。
- ④ 長期債務返済として、800,000千円(2020年9月期:800,000千円)を充当する予定であります。なお、手取金により返済予定の長期借入金は「医心館」の開設資金として行った金融機関からの借入れであります。

また、残額が生じた場合には、将来における広告宣伝費及び販売促進費や事業拡大のための運転資金に充当する方針であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2019年9月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	100,000	261,000,000	愛知県名古屋市中東区亀の井三丁目66番地 株式会社IDEA, Inc 50,000株 東京都港区 柴原慶一 50,000株
計(総売出株式)	—	100,000	261,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,610円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2019年 10月1日(火) 至 2019年 10月4日(金)	100	未定 (注) 2	引受人の 本店及び 全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2019年9月30日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	165,000	430,650,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 165,000株
計(総売出株式)	—	165,000	430,650,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2019年9月3日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式165,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,610円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2019年 10月1日(火) 至 2019年 10月4日(金)	100	未定 (注) 1	野村証券株式会社の 本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(2019年9月30日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社 I D E A, Inc (以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年9月3日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式165,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1) 募集株式の数	当社普通株式 165,000株
(2) 募集株式の払込金額	未定(注)1
(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4) 払込期日	2019年11月6日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2019年9月18日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2019年9月30日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2019年10月9日から2019年10月30日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社IDEA, Inc、売出人である柴原慶一及び当社新株予約権者である前田早知子、鈴木しのぶ及び西久保千賀は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2020年1月6日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年4月5日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2019年9月3日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期
決算年月	2017年9月	2018年9月
売上高 (千円)	1,862,741	3,104,160
経常利益 (千円)	199,759	411,684
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	126,934	287,328
包括利益 (千円)	126,934	287,328
純資産額 (千円)	180,287	467,615
総資産額 (千円)	2,158,641	3,339,487
1株当たり純資産額 (円)	18.02	46.76
1株当たり 当期純利益 (円)	12.69	28.73
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	8.4	14.0
自己資本利益率 (%)	70.4	88.7
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	162,790	328,148
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△257,092	△657,764
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	254,993	242,313
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	574,066	486,764
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 者数〕 (名)	175 〔106〕	327 〔131〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は2016年10月3日設立であり、第1期は2016年10月3日から2017年9月30日までの11か月と29日となっております。

3. 当社は、2017年5月26日開催の取締役会決議により、2017年7月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、また、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いました。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を記載しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第1期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末の自己資本に基づいて算出しております。

6. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

7. 第1期及び第2期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員(1日8時間換算)を〔〕外数で記載しております。なお、臨時雇用者数とは、正社員以外の直接雇用者(パートタイマー及び嘱託契約の社員)であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期
決算年月	2017年9月	2018年9月
営業収益 (千円)	38,760	408,414
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△21,698	116,964
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△21,863	105,795
資本金 (千円)	40,000	40,000
発行済株式総数 (株)	50,000	50,000
純資産額 (千円)	28,136	133,932
総資産額 (千円)	64,492	917,921
1株当たり純資産額 (円)	2.81	13.39
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	△2.18	10.57
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	43.6	14.6
自己資本利益率 (%)	—	130.6
株価収益率 (倍)	—	—
配当性向 (%)	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 者数〕 (名)	15 〔4〕	20 〔1〕

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は2016年10月3日設立であり、第1期は2016年10月3日から2017年9月30日までの11か月と29日となっております。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
4. 当社は、2017年5月26日開催の取締役会決議により、2017年7月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、また、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いました。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を記載しております。
5. 当社は、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、発行済株式総数は10,000,000株となっております。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第2期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第1期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
8. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 第1期及び第2期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員(1日8時間換算)を〔〕外数で記載しております。なお、臨時雇用者数とは、正社員以外の直接雇用者(パートタイマー及び嘱託契約の社員)であります。
11. 第1期における経常損失及び当期純損失は、事業成長の加速に伴い前倒しで従業員採用を実施したため、労務費や採用費等の費用が増大した結果であります。

(参考情報)

当社は2016年10月3日に株式移転により設立いたしました。当社の株式移転完全子会社である株式会社アンビスの主要な経営指標等の推移は、以下のとおりであります。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月
売上高 (千円)	0	138,295	160,689	749,873	1,836,776	3,088,771
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△35	11,056	36,041	△32,046	218,236	384,232
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△76	8,559	18,420	△33,785	145,573	271,844
資本金 (千円)	9,500	15,000	15,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	950	1,500	1,500	5,000	5,000	5,000
純資産額 (千円)	9,423	23,483	41,903	49,469	195,043	373,888
総資産額 (千円)	9,501	329,119	208,095	1,553,589	2,149,338	2,673,855
1株当たり純資産額 (円)	9,919.75	15,655.55	27,935.84	9,894.00	19.50	37.38
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	18,600.00 (18,600.00)
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	△80.24	8,029.60	12,280.29	△12,658.61	14.55	27.18
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	99.2	7.1	20.1	3.2	9.1	14.0
自己資本利益率 (%)	—	52.0	56.3	—	119.1	95.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	34.2
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕 (名)	0 〔0〕	13 〔9〕	21 〔23〕	137 〔52〕	160 〔102〕	307 〔130〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
3. 株価収益率は株式会社アンビス株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 「会社計算規則」(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を上表に記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
5. 第3期は、決算期変更により2015年4月1日から2015年9月30日までの6か月間となっております。
6. 当社は、2017年5月26日開催の取締役会決議により、2017年7月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、また、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いました。が、株式会社アンビスの第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を記載しております。
7. 第5期において当社を設立し、株式会社アンビスから当社に対してコンサルティング料、加えて第6期からは不動産賃料及び配当金が支払われております。
第1期、第2期、第3期、第4期及び第5期は配当を実施しておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。
8. 第1期及び第4期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。なお、臨時雇用者数とは、正社員以外の直接雇用者(パートタイマー及び嘱託契約の社員)であります。
10. 当社は、2017年5月26日開催の取締役会決議により、2017年7月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、また、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につ

き200株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、当該各数値については、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2015年9月	2016年9月	2017年9月	2018年9月
1株当たり純資産額 (円)	4.95	7.82	13.96	4.94	19.50	37.38
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	△0.04	4.01	6.14	△6.32	14.55	27.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	9.30 (9.30)

11. 第4期における経常損失及び当期純損失は、複数の医心館の新規開設に伴い労務費や採用費、開設に係る備品費等の費用が先行して発生したことによるものです。

2 【沿革】

当社は、介護保険法、健康保険法、及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」と言います。)に基づく訪問看護事業、訪問介護事業及びこれらに付随する業務を行うため、2013年9月、三重県桑名市において株式会社アンビスとして発足いたしました。創業者の柴原慶一は、医師であり生命科学分野の研究者として約20年のキャリアを有しておりますが、研究の第一線を退いて後、医療資源の十分な供給を得ることができない「医療過疎地」での地域医療の再生に係る活動や、東日本大震災の災害復興支援活動に従事しました。その後、「新たな仕組みの提案と実践により超高齢社会が直面する医療の課題を解決したい」、「閉鎖的な医療業界を健全な競争原理が働く成長産業へと昇華させる一助になりたい」という志のもと、同社を設立いたしました。そして、2016年10月に株式移転により株式会社アンビスホールディングスを東京都中央区八重洲に設立し、現在では株式会社アンビスを100%連結子会社とする持株会社体制に移行しております。

株式会社アンビス設立以後の企業集団に係る経緯は、表1のとおりであります。

表1 企業集団に係る経緯

本書提出日現在

年月	概要
2013年9月	訪問看護事業、訪問介護事業及びこれらに付随する業務を事業目的とした株式会社アンビス(資本金950万円)を三重県桑名市に設立。
2014年5月	かつて医院であった病床(有床病床)を「医心館 名張」へ転換、三重県名張市に開設。構想としての在宅型の“病床”のモデル事業を開始。
2014年8月	「医心館 あま」を愛知県あま市に開設。新設の有料老人ホームを賃借し、医心館として開設した第一号モデル。
2015年4月	「医心館 名張Ⅱ」を三重県名張市に開設。
2015年6月	「医心館 名張」を「医心館 名張Ⅰ」へ改称。
2015年6月	医心館の管理運営、配食及び物品販売を主たる目的とした株式会社医心(100%子会社)を愛知県名古屋市中村区に設立(資本金950万円)。
2015年12月	「医心館 岐阜」を岐阜県岐阜市に開設。既設の有料老人ホームを賃借し、医心館として再開した第一号モデル。
2016年4月	「医心館 盛岡」を岩手県盛岡市に開設。医心館として建物を新設、自社保有した第一号モデル。
2016年5月	「医心館 四日市」を三重県四日市市に開設。既設のサービス付き高齢者向け住宅を賃借し、医心館として再運営した第一号モデル。
2016年6月	「医心館 本陣」を愛知県名古屋市中村区に開設。
2016年7月	「医心館 南浦和」を埼玉県さいたま市南区に開設。
2016年10月	株式移転により株式会社アンビスホールディングスを東京都中央区八重洲に設立(資本金4,000万円)。株式会社アンビスを100%子会社とする持株会社体制へ移行。
2017年3月	「医心館 横浜都筑」を神奈川県横浜都筑区に開設。既設の有料老人ホームを事業譲受し、大規模施設(定員93名)を医心館として運営した第一号モデル。
2017年5月	株式会社医心の本店所在地を東京都中央区八重洲へ移転。
2017年7月	「医心館 浦和美園」を埼玉県さいたま市緑区に開設。
2017年8月	株式会社アンビスの本店所在地を東京都中央区八重洲へ移転。
2018年5月	「医心館 盛岡Ⅲ号館」を岩手県盛岡市に開設。医心館として建物を新設、自社保有で運営。
2018年6月	「医心館 横浜立場」を神奈川県横浜市泉区に開設。
2018年7月	「医心館 宇都宮」を栃木県宇都宮市に開設。医心館として建物を新設、自社保有で運営。
2018年9月	「医心館 盛岡」のセール&リースバック※を実施。当社における不動産流動化の第一号モデル。
2018年11月	「医心館 成増」を東京都板橋区に開設。
2019年3月	「医心館 新潟」を新潟県新潟市中央区に開設。医心館として建物を新設、自社保有で運営。
2019年3月	「医心館 東戸塚」を神奈川県横浜市戸塚区に開設。
2019年4月	「医心館 北浦和」を埼玉県さいたま市浦和区に開設。
2019年6月	株式会社アンビスホールディングスを存続会社として、子会社である株式会社医心(2015年6月設立)と合併。
2019年7月	「医心館 盛岡Ⅲ号館」のセール&リースバック※を実施。
2019年7月	「医心館 東戸塚」内において、試験的事業「重症心身障害児(者)支援」を開始。
2019年8月	「医心館 山形」を山形県山形市に開設。
2019年8月	「医心館 宇都宮Ⅱ」を栃木県宇都宮市に開設。

※ 当社が所有する建物や設備などの固定資産を貸手に売却し、貸手からその資産のリースを受ける取引

また、医心館の展開状況は、表2及び表3のとおりであります。

表2 展開状況(その1)

本書提出日現在

圏域	都道府県	施設名	開設年月	出店方法	定員(名)
中京	三重県	医心館 名張Ⅰ	2014年5月	賃貸	22
中京	愛知県	医心館 あま	2014年8月	賃貸	40
中京	三重県	医心館 名張Ⅱ	2015年4月	賃貸	24
中京	岐阜県	医心館 岐阜	2015年12月	賃貸	38
東北	岩手県	医心館 盛岡	2016年4月	自社保有 ^{※1}	40
中京	三重県	医心館 四日市	2016年5月	賃貸	28
中京	愛知県	医心館 本陣	2016年6月	賃貸	21
首都	埼玉県	医心館 南浦和	2016年7月	賃貸	29
首都	神奈川県	医心館 横浜都筑	2017年3月	事業譲受	93
首都	埼玉県	医心館 浦和美園	2017年7月	賃貸	30
東北	岩手県	医心館 盛岡Ⅲ号館	2018年5月	自社保有 ^{※2}	54
首都	神奈川県	医心館 横浜立場	2018年6月	賃貸	50
北関東	栃木県	医心館 宇都宮	2018年7月	自社保有	51
首都	東京都	医心館 成増	2018年11月	賃貸	44
甲信越	新潟県	医心館 新潟	2018年11月	自社保有	41
首都	神奈川県	医心館 東戸塚	2019年3月	賃貸	56
首都	埼玉県	医心館 北浦和	2019年4月	賃貸	43
東北	山形県	医心館 山形	2019年7月	賃貸	40
北関東	栃木県	医心館 宇都宮Ⅱ	2019年8月	賃貸	42
合計	—	—	—	—	786

※1 2018年9月のセール&リースバックにより不動産が流動化され、現在では賃貸案件として運営しております。

※2 2019年6月のセール&リースバックにより不動産が流動化され、現在では賃貸案件として運営しております

表3 展開状況(その2)

					本書提出日現在		
株式会社アンビスホールディングス					第1期 2016.10-2017.9	第2期 2017.10-2018.9	第3期 2018.10-2019.9
株式会社アンビス	第1期 2013.9-2014.3	第2期 2014.4-2015.3	第3期 2015.4-2015.9	第4期 2015.10-2016.9	第5期 2016.10-2017.9	第6期 2017.10-2018.9	第7期 2018.10-2019.9
本社機能	㈱アンビス設立		㈱医心設立		㈱アンビスHD 設立		㈱医心合併
中京圏		■医心館 名張 ●医心館 名張あま	■医心館 名張II	■医心館 岐阜 ■医心館 四日市 ●医心館 本陣			
東北圏				■医心館 盛岡		■医心館 盛岡III号館	■医心館 山形
首都圏				●医心館 南浦和	●医心館 横浜都筑 ●医心館 浦和美園	●医心館 横浜立場 ●医心館 成増 ●医心館 東戸塚 ●医心館 北浦和	
北関東圏						■医心館 宇都宮	■医心館 宇都宮II
甲信越圏						■医心館 新潟	

表中における、●印と■印は次のことを示しております。

- 都市型モデル：大都市部(首都圏等)でのドミナント戦略
 - ・量的に大きな需要がある大都市部において、集中的な出店による事業効率性を獲得します。
 - ・施設間の移動所要時間を30分～1時間以内で設定し、ドミナント戦略エリア内で医心館入居者定員200～300名の集中出店を目指します。このドミナント戦略は、人員の採用及び配置、営業活動や組織マネジメントなどで競争優位を得るものと考えております。
- 地方都市モデル：閉鎖的・地方都市での高シェア戦略
 - ・市場の魅力が大都市部より劣ることから参入が躊躇されやすい地方都市において、他社に先行して出店することでエリア支配による先駆者利益を獲得します。
 - ・商業が一般的に成立し得、かつ在宅医療の基盤が一定程度に整備されている地方都市にスポット出店します。医療過疎地あるいはその周辺地であることが多い閉鎖的・地方都市への出店は、収益性と設立時の事業テーマとの両立(持続可能な地域医療の強化再生)を実現することを意味しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社の2社で構成され、当社は持株会社であります。当社の連結子会社には株式会社アンビス(以下、「アンビス」と言います。)があります。また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

まず、当社の中核事業は、アンビスに対する、住宅型有料老人ホーム等^{*1}の運営及び経営に係るコンサルティング、住宅型有料老人ホーム等の用に供するための土地及び建物の賃借の実施であり、アンビスが当社の主たる収益源となっております。

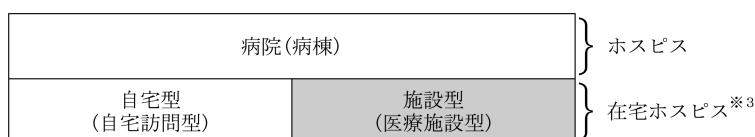
- ※1 住宅型有料老人ホーム等にはサービス付き高齢者向け住宅も含まれます。
住宅型有料老人ホームとは、老人福祉法に定められた手続きを経て設置された高齢者のための住居であり、厚生労働省が所管しています。
サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者住まい法に定められた手続きを経て設置された賃貸住宅であり、国土交通省が所管しています。

つぎに、アンビスの中核事業は、医療施設型ホスピス事業^{*2}であります(図1)。アンビスでは、住宅型有料老人ホーム等「医心館」施設内における訪問看護、訪問介護、居宅介護支援及び障害者を対象とした居宅介護といった各種サービスの提供と施設運営により、医療施設型ホスピス事業を行うことを「医心館事業」と称し、現在のところ当社グループの軸事業となっております。

グループ会社として連携することで、医療依存度が高い方、例えばがん末期状態にある方、人工呼吸器を装着されている方、神経変性疾患等を患っている方ほかを積極的に受入れ、特化して慢性期や終末期における看護ケアを提供いたします。具体的には、アンビスがそれを行い、当社が「医心館」の出店戦略の企画から協力医療機関の獲得、顧客営業先の開拓、集客・サービス提供状況の分析及び改善、適正運営の確保、診療／介護報酬請求、債権管理、物品調達までのサポートを行うことで、当社グループは一気通貫型の地域医療／看護の強化再生ビジネスモデル(以下、これらの総称を「医心館事業」と言います。)を構築しております。

なお、当社グループの報告セグメントは医心館事業のみの単一セグメントであります。

図1 アンビスの中核事業「医療施設型ホスピス」の位置づけ(当社グループによる定義)



※2 安心な住まいを提供して、質量ともに整った看護体制により入居される方々へ医療とケアを届ける事業を「医療施設型ホスピス」事業と当社グループで定義しております。

※3 難治性の病態、もしくは終末期にある医療依存度が高い方々を病院ではなく、地域で支える事業を総称して、「在宅ホスピス」事業と当社グループで定義しております。

医心館事業

主にはアンビスが運営する医心館事業では、訪問系サービスである「訪問看護」、「訪問介護」及び「居宅介護支援」等と施設系サービスである「住宅型有料老人ホーム」等とを有機複合的に組み合わせることにより、退院後の行き先に不安や心配がある医療依存度が高い方やその家族といった顧客の幅広いニーズに応える「医心館」を1都9県、19施設を事業所として展開しております(本書提出日現在)。また、医心館では障害者の受入れにも取り組んでおり、障害者総合支援法によるサービス提供を行っております。特に看護師の人員体制を強固にすることで、医療依存度が高い方の慢性期や終末期の療養において充実した看護ケアを提供していることを特徴としております。また、原則として医師、薬剤師や介護支援専門員(以下、「ケアマネジャー」と言います。)を外部化(業務委託ではなく、医療・介護従事者の共感に基づく連携と協力関係のこと。当社では“医師、薬剤師やケアマネジャーのアウトソーシング”と表現しております。)することで、事業の透明性と公正性を担保し、在宅療養を含めた地域包括ケアシステムや「地域医療」のプラットフォームの一翼を担う存在として地域から認められることを目指しています。

医心館側の視点からは、慢性期や終末期の療養生活の場では、医師が施設に常駐して医療を提供する必要性は小さく、連携と協力関係を礎に非常駐化と外部化が可能であるため、看護や介護への人材投入の余力が発生します。一方、地域の開業医等病床をもたない医院(無床診療所)側の視点からは、病床を必要とする患者を診る必要が生じた際には、医心館のベッドを利用することで対応が可能となり、実質的に病床を有するような状態となることで患者対応力の向上につながると考えております。かつ診療時間外に患者の容態や病床を管理する負担が軽減されます(当社では“シェアリング病床”と表現しております。)。また、病床を有する市中病院においても病床回転率が向上し、経営の安定につながると考えております。これらのことを事由のひとつとして、医心館(当社グループ)と医療機関等との間では強固な信頼関係が築かれていると考えております。

なお、事業の内容に関しましては、章末に「用語集」として用語の解説を記載しております。

医心館事業で提供する各サービスの内容は以下のとおりであります。アンビスの売上高は、主にこれらサービスの提供を通じて社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会等(以下、「国保連等」と言います。)の審査支払機関から得る診療報酬・介護報酬等の保険売上と、入居者から得るホテルコスト(家賃、食費、水道光熱費・管理費等)等の保険適用外売上により構成されております。

① 訪問看護／介護予防訪問看護

・利用者に対する訪問看護サービスを提供し、このことに対して、国保連等の審査支払機関から得た報酬(医療保

険制度による場合は診療報酬、介護保険制度による場合は介護報酬)を主に売上として計上いたします(一部、利用者の自己負担(1～3割)あり。以下、各報酬に対する売上について同じ。)

- ・訪問看護は、老人保健法の改正(1992年)により創設された老人訪問看護制度に基づき事業化されたもので、何らかの病気や障害のある方が、自宅で療養生活をおくることを希望した際に、主治医から交付される訪問看護指示書に基づき、療養上の世話及び診療の補助を実施していくものであります。
- ・健康保険法等の改正(1994年)によって、老人医療の対象とはならない難病児者や障害児者等を含め、すべての年齢の在宅療養者に対して訪問看護を提供することが可能となっております。
- ・訪問看護を提供する者は、国家資格又は都道府県知事資格免許をもった看護師、准看護師、保健師等、理学療法士、作業療法士等となっております。
また、サービスを提供する法人形態は、医療法人、社会福祉法人、特殊法人をはじめ、株式会社等の営利組織、非営利組織など様々であります。
- ・訪問看護で提供できる療養上の世話とは、リハビリテーション、排泄及び身体清潔への援助などを指しております。
また、診療の補助とは、留置カテーテルやドレーン類の管理、点滴の実施、その他に注射類、在宅酸素及び人工呼吸器の管理、褥瘡の処置など多岐にわたります。
- ・一般的に病院での急性期治療が終わり、退院後も医療的なケアを必要とされる方が利用します。
一方で、介護予防訪問看護は、現時点で寝たきりや痴呆等により常時介護を必要とする状態(要介護)には及ばないが、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態(要支援)の方が進行悪化し、前者の状態になることをできる限り防ぐ目的で実施されます。
- ・アンビスでは、医心館の同一敷地内に訪問看護事業所を併設し、入居者に対し、訪問看護サービスと訪問介護サービスを併せて提供しております。

② 訪問介護／介護予防・日常生活支援総合事業

- ・利用者に対する訪問介護サービス等を提供し、①同様、国保連等の審査支払機関から得た報酬を主に計上いたします。
- ・ホームヘルパー(訪問介護員)や介護福祉士が要介護者の自宅を訪問し、入浴や排泄、食事、着替えなどの介護(身体介護)や、調理、洗濯、掃除などの家事や生活等に関する相談、助言(生活援助)を受けることができますのであります。
- ・一方、要支援者については、介護予防・日常生活支援総合事業に基づく訪問型サービスが受けられます。
2018年3月までは要支援者を対象とする居宅サービスとして介護予防訪問介護がありました。2018年4月から介護予防訪問介護は介護予防・日常生活支援総合事業に移行されました。
- ・アンビスでは、医心館の同一敷地内に訪問介護事業所を併設し、入居者に対し、訪問介護サービスと訪問看護サービスを併せて提供しております。
サービス内容は、ケアマネジャーなどが作成したケアプランに基づいて設定されています。
- ・アンビスでは、各種サービスの利用者に説明を行ったうえで契約を締結、その後にケアプランに沿ったサービス提供を行います。
医心館の入居者は要介護度が高い方が多いため、主として身体介護サービスを提供しております。
- ・アンビスが提供したサービスの対価は、原則として、サービス利用料の1割～3割を利用者に請求し、残り7割～9割を国民健康保険団体連合会に請求します。

③ 居宅介護支援

- ・サービスの利用者から依頼を受けて、その心身の状況やおかれている環境、本人や家族の希望などを考慮したうえで、利用するサービスの種類や内容などの居宅サービス計画書(ケアプラン)を作成するサービスのことであります。
- ・居宅サービス計画書の作成の他にも、その計画に基づいてサービスが適切に提供されるよう、サービス事業者や施設などとの連絡調整も行います。
- ・アンビスでは、「医心館 あま」「医心館 盛岡」「医心館 浦和美園」「医心館 横浜都筑」「医心館 宇都宮」「医心館 横浜立場」「医心館 東戸塚」「医心館 新潟」(本書提出日時点)に居宅介護支援事業所を併設してお

りますが、医心館の入居者は外部の居宅介護支援事業所のサービスを受けることが可能であり、その選択は自由であります。

- ・アンビスでは、同社のケアマネジャーがケアプランを作成するなど、要介護認定者の介護保険サービス利用を支援した場合、介護保険での報酬を請求し、これを売上として計上いたします。

報酬額はサービス利用者の要介護度に応じて設定されており、居宅介護支援サービスについては、利用者の負担はなく全額が介護保険から給付されます。

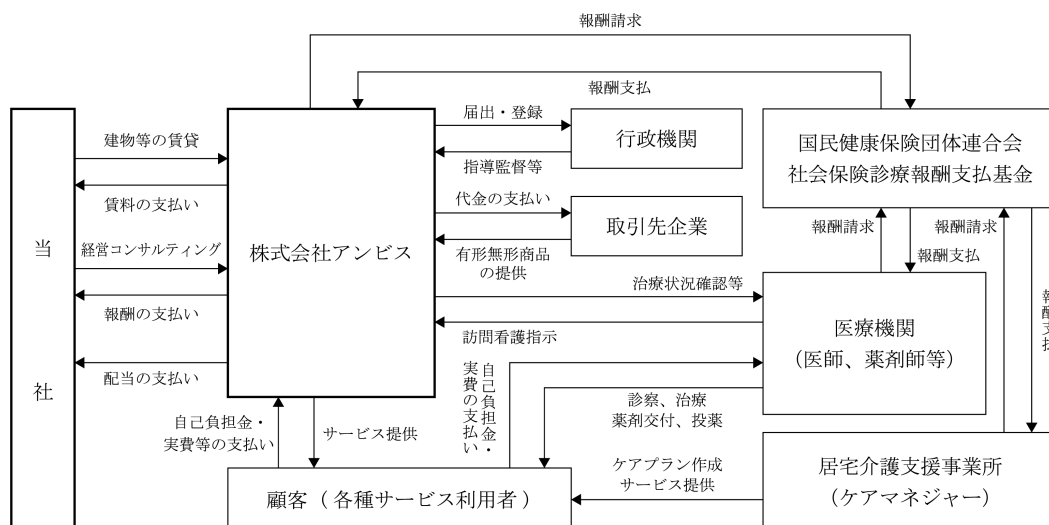
④ 居宅介護／重度訪問介護

- ・障害者総合支援法に基づき、障害のある方が住み慣れた地域で生活するため、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの提供を行うものです。
- ・居宅介護とは、自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行うものであります。
- ・重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方(2014年4月より対象者が重度の知的障害者・精神障害者に拡大)に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うものであります。
- ・これらのサービスは、個々の方の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に報酬の支給決定が行われます。アンビスでは、これらサービスの提供に基づく報酬を売上として計上いたします。

[事業系統図]

事業の内容を事業系統図により示すと図2のとおりであります。

図2 事業系統図



[事業化の背景と事業機会]

医心館事業の事業化の背景と事業機会は以下のとおりであります。

(1) 地域医療の疲弊・破綻

医療過疎地にある病院では経営赤字と医師の慢性的な不足という共通課題を抱え、病床の休廃止や廃院の危機に瀕しております。医師の確保が難しい背景には、日常の外来診療や病棟管理のほか、救命救急や周産期といった緊急性が高い対応までを少ない人員で行わざるを得ない結果としての過密な労働環境があります。労働環境を改善すべく、病院の経営側は医師の確保を試みるも叶わず、給与条件を引き上げることで人件費は高騰し、経営状況はさらに圧迫され、病床の休廃止や外来閉鎖、サービスの質量低下で患者数は一層減少、さらなる経営悪化で廃院す

るといった構造的な問題(地域医療の崩壊スパイラル)が存在しております。

(2) 医療ケア難民化

わが国の超高齢社会(65歳以上の人口割合が全人口の概ね20%を超えている社会)は、医療や介護の需要がさらに高まることに併せて、「多死社会」を実相としており、人生の最終段階を「在宅(自宅や施設等)」で過ごすことを希望する方、さらには要介護度が高く医療を必要とする在宅療養者が急増する状況に、現状はその適切な受け皿や仕組みの整備が質量ともに不十分であります。

これまで受け皿としての機能を果たしてきた、療養病床をはじめとする慢性期病床は、総数削減の方向性が示されております(病床機能評価の厳格化)。2014年に創設された地域包括ケア病床に関して、患者を病院内及び病院間で移動させるのではなく、「在宅」に帰す(在宅復帰)割合を上げることに対し高い報酬が設定されている(出所：中央社会保険医療協議会総会(第389回)資料、2018年2月7日)ことから明らかなように、国は「時々入院、ほぼ在宅」といった、病院から「在宅」へという流れを強力に推進しております。この病床機能評価の厳格化の背景には、病床機能分化と全体的な病床数の削減、とりわけ療養病床の再編を促進する意図があると考えております。

35.4万床(2015年7月時点)ある慢性期病床(そのうち75%が療養病床)は、その約2割を縮減して28.4万床とし、縮減の行き先を介護施設や在宅医療等の利用で補うとされております(出所：平成29年第5回経済財政諮問会議資料、2017年4月12日)。また、国は「超高齢」「多死」社会の進展に伴う需要の増大に対し、地域で関係機関及び職種が連携し一体となって患者を支えること(地域包括ケアシステム)を構想しております(出所：厚生労働省ホームページ「政策について/地域包括ケアシステム」ほか)。しかしながら、その整備状況については地域差が大きく、医療資源や機能的な連携が不十分であり需要に応えられる状況にはありません。療養病床を削減するその先、療養病床に代わる「療養の場」は時間を経るごとにますます社会全体で、特に医療過疎地で不足していくことを予想いたします。

このような状況において、病床の不足から退院後にかかりつけ病院等へ転院できない、医療的な対応の不足から介護施設等へ移れない、なおさら家族等での負担が増えることから自宅へさえ戻れないといった、医療依存度が高い方の退院後の行き先に係る問題「医療ケア難民化」が存在しております。

[医心館事業の特徴]

当社グループが行う事業の特徴は、以下のとおりであります。

(1) 医心館事業の概要

医心館事業は「医心館」と称する住宅型有料老人ホーム等の運営と、施設内における訪問看護事業所、訪問介護事業所の運営による医療施設型ホスピス事業であります。住宅型有料老人ホーム等では職員が24時間365日、入居者の見守りと健康管理を行い、訪問看護事業所と訪問介護事業所のそれぞれの職員は、医師の訪問看護指示あるいはケアマネジャーのケアプランに従い、入居者への日常的なケアに加えて病変時対応を行います。これらの点では、他の事業者が運営する有料老人ホーム等と運営方法に決定的な違いはなく、建築物の構造及び設備にも大きな特徴もありませんが、事業を安定的かつ持続的に発展運営するため、「医心館」は以下に掲げる特徴を有しております。

(2) 医心館事業の特徴

① 入居者からみた医心館事業の特徴

医心館は、医療依存度が高い方々の安寧と尊厳のために、安心して暮らせる療養の場を提供できるような事業を展開しております。一般的な介護施設では受け入れることが困難な、がんの末期状態にある方、特定疾患等の難治性の病を患う方、人工呼吸器の装着や気管切開で呼吸管理が必要な方、看取り対応の方、入退院を繰り返さざるを得ない方、重度障害により「在宅」での日常生活が困難な方など、いずれも医療依存度が高く「自宅等」で看護・介護を十分に得ることが難しい方々に対して、慢性期・終末期の“療養”の機能を“住まい”に付加した場(退院後の行き先)を提供し、看護職員がメインプレイヤーとなって、最期まで責任あるケアを提供しております。

医療資源(医療従事者及び業務補助者、医療施設及び設備など)の充足状況と、結果としての医療提供状況は、地域ごとに大きく異なるため、医心館では医療機関との棲み分けを考慮しながら、地域のニーズに応じて柔軟に受入れ対象を調整しております。

医心館では、常時複数の医師、薬剤師らと連携して入居者に必要な医療を提供しており、仮に入居者の病状が変化して、現在の主治医では対応が難しいような場合、専門分野を異にする医師の診療が必要になるような場合には、医心館の看護師を介して入居者への紹介が行われます。これは、地域の医療従事者等の円滑な連携によって、入居者にとって真に必要な医療が提供される仕組みと見え、結果として医心館のみならず、その地域における在宅医療の質的な向上と医療資源の効率的な利用を期待することができます。

② 収益構造からみた医心館事業の特徴

医心館事業の収益は、医療保険報酬＋介護保険報酬＋その他保険報酬＋ホテルコスト収益(家賃、食費、水道光熱費・管理費等の合計)の四層構造となっております。

医心館は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設や他の介護施設(有料老人ホーム等)と異なり、医療依存度が高い方に特化した施設であるため、病院から在宅へのシフトを推進する政策の「追い風」環境下において、介護保険報酬に加えて医療保険報酬の両方から収益を得、事業運営は安定していることが最大の特徴であります。

また、収益の柱をこれらに求めることで、ホテルコストに過度に依存しない事業運営が可能となります。このことで、医心館ではホテルコストをその地域での低価格に設定し、入居者の経済的な負担を軽減しております。これは、入居一時金や高い家賃などのホテルコストが入居希望者に忌避されることを避け、結果として入居者獲得の機会を増やし、獲得後には入居期間の延長に繋がり、また病院からの逆紹介等の切迫した受入れ依頼に対しても迅速に応じ、病院との連携強化、信頼醸成が進むなど好影響をもたらす要因となっております。

③ 人員体制から見た医心館事業の特徴

・手厚い看護体制

医療依存度が高い方の医療需要に応えるため、経験豊か(総合病院に一定期間勤務している等)な看護職員を、一般病棟入院基本料に係る施設基準(入居者数：一日に看護を行う看護職員数が10:1～13:1)と同等数で人員配置しております(ただし、医心館もしくは併設する訪問看護事業所に配置する人数の合計)。

・在宅療養に関わる人材の育成

今後の「多死」社会への対応を考えるとき、看取りを支える人材を育成していくことが必要となります。医心館では、2014年5月～2019年7月の間、1,333名の方の看取りに対応いたしました。この数は医心館の累計定員744名を上回る数であり(表4及び表5、図3)、また期間中の施設総数18で除すると(1施設当たり)74名となり、アンビスの職員の多くが医心館で終末期に係る医療や介護の経験を積み、その経験を個人として、また組織として次回の看取りに還元しています(デスクカンファレンスの実施など)。このことは、医心館事業が社会の要請にかなった、在宅療養に関わる人材を育成している証であります。

④ 連携先からみた医心館事業の特徴

医心館では、原則として医師、薬剤師やケアマネジャーを外部化することで、事業の透明性と公正性を担保し、同時に医療依存度が高い方のケアへの共感を軸に協業を図ることで、在宅療養を含めた地域包括ケアシステムや「地域医療」のプラットフォームを組み立てていることを特徴としております。なお、アンビスを含め当社グループは病院等の系列には属さず、また特定の医師と包括的な資本関係を持たない事業運営を行っております。

本書提出日現在、アンビスが運営する医心館は、19施設(中京圏6施設173名定員、東北圏3施設134名定員、首都圏7施設345名定員、北関東圏2施設93名定員、甲信越圏1施設41名)、合計786名定員となりました。これまで、延べ2,236名(2019年7月31日現在)の利用者を得ております。当社グループでは、医心館の出店ポートフォリオ(展開区分)を「都市型モデル」及び「地方都市モデル」としており、それぞれの売上高構成比は図4のとおりであります。最近では、都市型モデルの売上高構成比が地方都市モデルのそれを上回る状況にありますが、特段に都市型モデルへのシフトを進めているわけではなく、これらモデルが両立する展開を進めるうちに現在の均衡的な状態に行き着いたものであります(都市型モデルの売上高構成比に地方都市モデルのそれが拮抗している状況は、当社グループの事業展開において特徴的であり、また当社グループの事業趣旨に整合的であります。)

なお、出店ポートフォリオの内容については、前述の表3において注記しております。

表4 「医心館」開設数及び定員数の推移

	開設(か所)		定員(名)	
	新規	累計	新規	累計
2014年9月末	2	2	42	42
2015年9月末	1	3	24	66
2016年9月末	5	8	148	214
2017年9月末	2	10	131	345
2018年9月末	3	13	175	520
2019年7月末	5	18	224	744

表5 「医心館」入居者数及び看取り数の推移

	入居者(名)		看取り(名)	
	新規	累計	新規	累計
2014年9月末	45	45	11	11
2015年9月末	111	156	37	48
2016年9月末	260	416	98	146
2017年9月末	384	800	231	377
2018年9月末	562	1,362	374	751
2019年7月末	874	2,236	582	1,333

図3 「医心館」定員数に対する入居者数と看取り数の推移

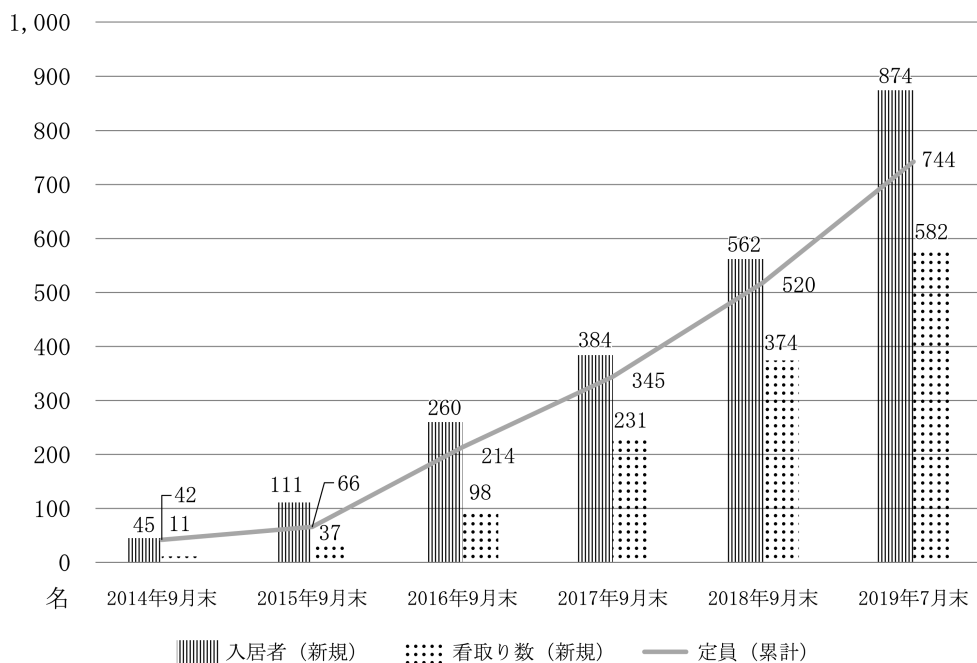
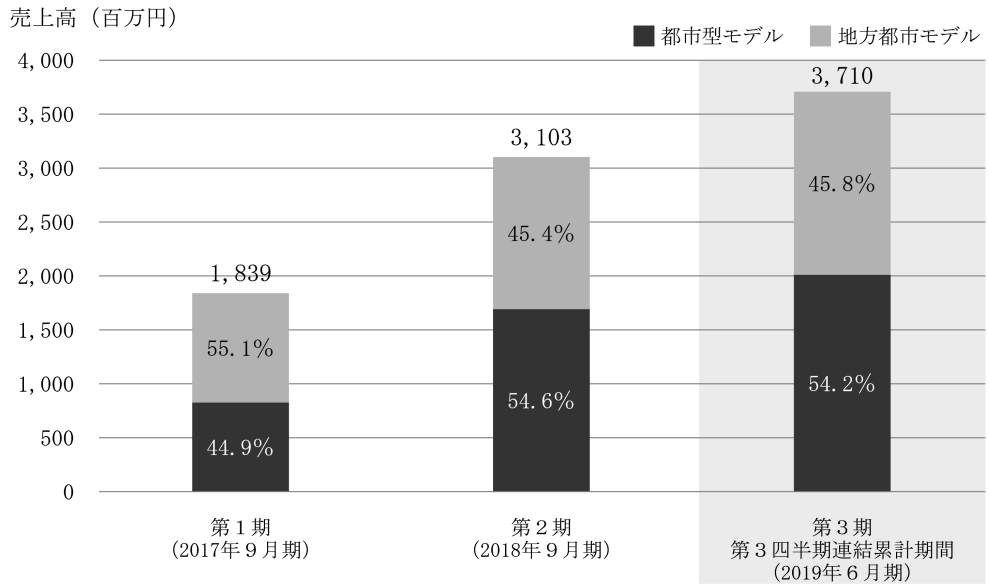


図4 出店ポートフォリオ(展開区分)別の売上高構成比



(用語集)

在宅療養	<p>疾病をかかえた方々が自宅や施設等で必要な医療や看護を受けること。</p> <p>1992年の医療法二次改正により「居宅等」が医療を行う場として法的根拠を持つに至り、2008年の診療報酬にその範囲が定められている。自宅、社会福祉施設・障害者施設その他、特別養護老人ホームや有料老人ホーム、グループホーム、小規模多機能居宅介護等の居住系施設が含まれる。</p> <p>在宅療養において請求できる診療報酬としては、往診、訪問診療、訪問看護など医療従事者が訪問して行う医療を評価するものと在宅自己注射、在宅酸素療法など、患者が自ら行う在宅医療を評価するものがある。</p> <p>国は、医療提供体制の改革において、病院から在宅へという流れを推進しているが、ここで在宅とは自宅への退院だけでなく、上記居住系施設が含まれる。</p>
訪問看護	<p>国家資格免許を持った看護師又は都道府県知事資格免許をもった准看護師及び保健師等が、保健師助産師看護師法に基づき、医師(主治医)の指示により疾病又は負傷を持った人の自宅を訪問し、在宅で療養上の世話又は必要な診療補助(心身の状況の観察、体温・脈拍・血圧・血中酸素飽和度の測定、排泄の介助やおむつ交換、痰の吸引、口腔ケア、食事の介助、胃瘻からの水分・人工栄養剤・医薬品の投与など)を行う。医療行為を行う点で、訪問介護とは異なる。</p>
訪問介護	<p>訪問介護員が居宅等を訪問して、食事、排泄やおむつ交換、着衣の交換、寝具の交換、車いすへの移動、通院・通所・外出などの日常生活動作の介護、料理、洗濯・洗濯物の乾燥・洗濯物の取り込み・洗濯物の収納、掃除、買い物などの日常家事の介護を行うもの。</p>
居宅介護支援事業	<p>介護を必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、本人や家族の要望に沿って、ケアプランの作成や見直しの他、サービス事業者や施設との連絡調整も行うもの。居宅介護支援事業所では、介護支援専門員(ケアマネジャー)が以下のような業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定申請の受付、申請書の提出 ・介護認定調査の実施 ・指定居宅介護サービス事業所、介護保健施設の紹介及び提供事業所との連絡調整 ・居宅介護サービス計画作成、サービス担当者会議で要介護者が受けるサービスの検討 ・サービス計画に基づいたサービス提供の管理 ・サービスの再評価とサービス計画の練り直し
居宅介護 (ホームヘルプ)	<p>障害者福祉サービスの内容であり、障害程度区分が区分1以上(障害児にあつてはこれに相当する心身の状態)である者が、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を受けるもの。</p>
重度訪問介護	<p>障害者福祉サービスの内容であり、重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障害者に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うもの。2014年4月から対象者は重度の知的障害者・精神障害者にまで拡大されている。</p>
住宅型有料老人 ホーム	<p>老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられる高齢者のための住居。</p> <p>設置主体に限定はない(営利法人中心)。対象者は老人であるが、根拠法に老人の定義がないため、社会通念上の解釈による。入居者の①入浴、排泄又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかをする事業を行う施設と定義される。</p>

サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)第5条の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。介護保険法上の類型はなく、外部サービスを活用する。設置主体に限定はない(営利法人中心)。対象者は、単身・夫婦世帯で、60歳以上の者あるいは要介護、要支援認定を受けている60歳未満の者に限定される。入居者の状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅と定義される。
介護保健施設	介護保険で被保険者である利用者にサービスを提供できる施設。介護保険施設には、介護老人保健施設のほかに、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設がありそれぞれ設置基準が異なる。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、在宅医療を促進する上での拠り所となる地域の包括的な支援・サービスの提供体制のこと。 背景には、日本の医療提供体制が世界各国に比較して人口当たりの病床数が多く、入院日数が長いという特徴を有することがあり、高齢者向け医療・介護サービスへの需要がますます増加するなか、国の財政事情に鑑みて医療や看護の効率化を進め、必要な人に必要な医療・介護を提供することが必要との考えを背景としている。2018年度の診療報酬改定においても、入院から在宅へという流れを一層促進するため、病床機能評価を厳格化し、地域の住まいを拠点とした総合的な医療介護連携を地域包括ケアシステムによって実現することが目標に掲げられている。
医療依存度	人工呼吸器管理や酸素療法、経管栄養など、医療を施さなければ生存が難しい状態の度合いのことで、医療依存度の高さが退院後の在宅療養や介護施設の入入れ可否に係る条件の一つとなる。医療依存度が高い患者への対応には、病棟勤務経験のある看護師など、日ごろのケア方法を熟知した上で、急変の兆しや異常を見落とさないこと、緊急時の正しい対応など、医療面の知識を有し、プライバシーの保護方法などを学ぶ必要がある。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社アンビス (注) 1、3	東京都中央区	50,000	居宅サービス、訪問看護・訪問介護事業及びそれらに付随する業務	100	役員の兼任3名 子会社、経営指導及び不動産賃貸
株式会社医心 (注) 4	東京都中央区	9,500	介護・生活用品販売及びそれらに付随する業務	100	役員の兼任1名 子会社

- (注) 1. 特定子会社であります。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 株式会社アンビスについては、売上高(連結会社相互間の内部取引売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|------------------------|---------|-------------|
| 主要な損益情報等
(2018年9月期) | ① 売上高 | 3,088,771千円 |
| | ② 経常利益 | 384,232千円 |
| | ③ 当期純利益 | 271,844千円 |
| | ④ 純資産額 | 373,888千円 |
| | ⑤ 総資産額 | 2,673,855千円 |
4. 2019年6月1日付で当社を存続会社として、株式会社医心は吸収合併されました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医心館事業	529(231)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。なお、臨時雇用者数とは、正社員以外の直接雇用者(パートタイマー及び嘱託契約の社員)であります。
2. 最近日までの1年間において従業員数が202(100)名増加しております。主な理由は新規施設の開設に伴い期中採用が増加したものである。
3. 当社グループは、医心館事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2019年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
20(1)	36.2	1.5	5,420

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。なお、臨時雇用者数とは、正社員以外の直接雇用者(パートタイマー及び嘱託契約の社員)であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与は、中途入社者、臨時社員を除く期末在籍者数を基に計算しております。
4. 当社は、医心館事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日時点において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

社名のアンビスは、AmbitiousとVision(大志ある未来像)の造語であります。そして、当社グループは「志とビジョンある医療・介護で社会を元気に幸せに」を企業理念(ミッション)に掲げています。

わが国では、これまで永らく病院に医療資源を集中させる構造をとってまいりました。従来の急性期患者を対象とした「病院完結型」から、高齢者や慢性疾患患者の機能維持・向上を対象とした「地域完結型」の社会保障体制(地域包括ケアシステム)への移行改革が行われようとする今、その構造による体制硬直が改革の障壁となっており、この現状を打破するべく推進される在宅医療は、医療を人々の暮らしに還し、病院と地域を親和させるといった医療のパラダイムシフトをもたらすことを期待するものであります。

2013年の創業以来、当社グループは、住み慣れた地域で在宅療養を得られずに困っている高齢者ほかのニーズに応えるべく、医心館事業を提案し、実直に取り組むことを続けてまいりました。結果、医心館はこの展開地域で在宅療養を含めた地域包括ケアシステムや「地域医療」のプラットフォームとして受け入れられているものと認識しております。今後、医心館事業を拡大展開していくにあたり、当社グループとその事業に期待される役割はますます重要かつ大きなものになっていくと見通しております。

当社グループは、時流に即して行動することのみならず、時流を先読み、さらには自ら時流を生み、新市場を拓くことで成長する会社でありたいと考えております。これからも、既存概念にとらわれず、社会が直面する課題を解決していくことを通じて、企業理念(ミッション)「志とビジョンある医療・介護で社会を元気に幸せに」を実現してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、主な経営指標として、企業の事業活動の成果を示す営業利益やその推移のほか、収益性の判断指標では安定稼動した場合の施設ごとの粗利益率や営業利益率の推移を、財務の安定性判断の指標では自己資本比率を用い、これら指標の向上に意識をおき、バランスよく、かつ持続的に企業価値を拡大していくことを目指しております。また、企業価値を測る指標として、売上、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の前年比増による経営成長性を重視しています。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループの中長期ビジョンは以下の3点であります。

a. 医療施設型ホスピス事業(医心館事業)を長期安定的な収益基盤とする

当社グループは、医療過疎地をはじめとした「地域」の医療を強化再生するプラットフォーム(プラットフォームホルダー)として、またバイオニアとして、好循環を維持強化するための各種戦略を選択できる競争優位と先駆者の優位性をもって考えており、安定的かつ持続的な成長、そして長期的利益へと繋げてまいります。このために、既存の医心館事業を一層深耕し、業務効率を改善させ、人材の採用や教育に注力していくなど、積極的な事業展開を図ります。

b. 医療・看護介護のリーディングカンパニーになり、医療・福祉分野で新たな潮流を創生

さらに当社グループは、設立時の事業テーマ「新たな医療・介護の仕組みによる地域医療の活性化」を「新しい医療・看護介護のリーディングカンパニーになり、医療・福祉の分野で新たな潮流を背負う」に昇華させ、このテーマ、換言すれば目標を達成するために、医心館事業のみならず、必要とする周辺事業や新規事業を展開してまいります。

c. 医療財源の最適化を図り「地域医療の強化・再生」を推進し、未来医療の恩恵をひとりでも多くの人々に届ける

これらビジョンをふまえて、当社グループが設定した中長期戦略は以下の4点であります。

- ① 医心館事業規模(出店数)の拡大
- ② 医心館事業の利用対象者層の拡大(一気通貫化)

- ③ 地域医療再生事業への取組
- ④ 潜在ナース活用事業への取組

① 医心館事業規模の拡大

当社グループは、今後も医心館事業を積極的に展開します。

展開地域では、より厚い信頼(質)とより高いシェア(量)の両方を獲得し維持することを目指します。

具体的な行動方針はつぎのとおりであります。

a. 入居者獲得方針

入居者は医療保険対象者、特にがん末期状態にある方、神経変性疾患など難治性の病の方、人工呼吸器を装着・気管切開されている方ほかを主とし、入居者獲得において他の介護事業者よりも競争優位な立場(競争回避の状態)を保持する方針です。

b. 開発方針

主には、大都市部でのドミナント戦略と閉鎖的・地方都市での高シェア戦略を並行して進めます。

- ・各戦略については、本書の「第1 企業の概況 2 沿革」において、「表3 展開状況(その2)」の注記をご参照ください。

- ・2つの戦略を並行展開することによる効果

閉鎖的・地方都市で確保した看護人材を、人材確保の競争環境にある大都市部へ補給することが可能となります。

また、当社グループでは、事業開始当初より、在宅療養において看護師をはじめ看護職員が果たす役割の重要性に着目してまいりました。国も訪問看護事業者を在宅医療における重要なプレーヤーとして位置づけ、訪問看護事業者に対して、規模の拡大による事業効率の向上と医療対応力の強化を求めています。現在、アンビスでは、訪問看護サービスの提供先が「医心館」内に留まっていますが、中長期的には自社の優れた医療対応力を「医心館」外や周辺事業で活かし、地域医療の強化再生にますます貢献できる企業となることを目指しております。

② 医心館事業の利用対象者層の拡大

これまで、医心館では、医療依存度が高い方、例えばがん末期状態にある方、神経変性疾患等を患っている方、人工呼吸器を装着されている方ほかを積極的に受け入れ、特化して慢性期や終末期における看護ケアを提供してまいりました。結果として利用対象者層の中心は「要介護度の高い後期高齢者」となっております。医心館で実際に受け入れてきた対象者は概ね高齢者(一部で重度障害者)ですが、受け入れることができる(受け入れるべき)対象者は高齢者に限らず、より低年齢の重症心身障害児や医療的ケア児※をも含むものと考えております。2019年7月、「医心館 東戸塚」内において、重症心身障害児(者)支援事業を開始しましたが、今後、当社グループでは、利用年齢層の拡大により一気通貫化を図ってまいります(図5)。

医療技術の進歩などにより、従来では難しかった小児の救命がかない、退院後も引き続いて人工呼吸器の装着、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアや医療機器を必要とする、重症心身障害児及び医療的ケア児が年々増加しております。例えば、厚生労働省(保険局医療課調べ)では、小児の訪問看護の利用者数のうち、難病や医療的ケアに該当する者の割合は2011年(20.7%)に比べて2017年(56.3%)は約2.7倍であったとしています(出所：中央社会保険医療協議会総会(第370回)資料、2017年11月15日)。そこで当社グループでは、医療依存度が高い高齢者のみならず、重症心身障害児や医療的ケア児とその家族もまた退院後の行き先に不安や心配を覚える状況にあると判断しております。

※重症心身障害児と医療的ケア児について

<重症心身障害児>

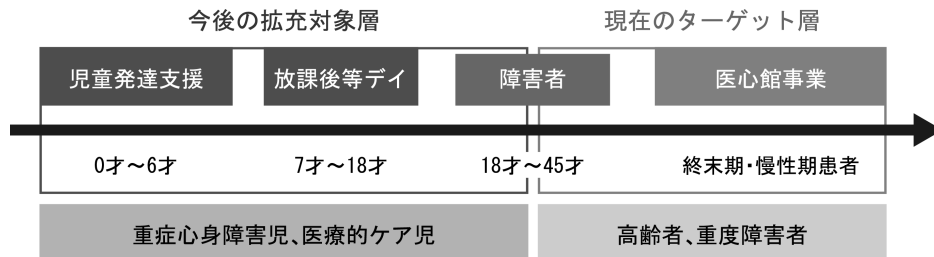
重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どもたちのことでもあります。

国は重症心身障害児の在宅での療育支援を推進しておりますが、これを行うための社会的資源が十分に整備されておらず、家族の負担が大きといった社会課題があります。この社会課題に対応するため、児童発達支援や放課後等デイサービス等の供給における量的拡大と質的向上が必要であると当社グループは考えております。

<医療的ケア児>

医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療管理室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どものことであります。厚生労働省(同省ホームページ「医療的ケア児等とその家族に対する支援施策」)によれば、その数は18,000人を超えているとされております。

図5 利用者年齢層の拡大による一気通貫化



③ 地域医療再生事業への取組

前述のとおり、医療過疎地では、病院の多くが経営赤字と医師の慢性的な不足という課題を抱え、病床の休廃止や廃院の危機に瀕しております。そこには、それらの病院に勤務する医師らは、病棟管理から救命対応までのすべてを少ない人員で行わざるを得ない結果としての過密な労働環境があります。医心館事業の本質は、病院の機能を大胆に切り分け、医師を外部化し、質の高い看護体制を施設に整え、慢性期・終末期を対象としたケアに特化して運営することにあります。これは医師の労働環境を、及び地域における病院(病床)の存在を危機から救う方策であります。当社グループの創業者である代表取締役の柴原慶一は、研究者から事業家へと転身した際には、この「本質」を地域医療再生へのアプローチのひとつとして構想し、当初はこれをそのまま事業目的化することになりました。地域の医療機関や医療従事者の専門性や役割を活かした連携によって地域医療を支える仕組みであり、それぞれが役割に特化することで一層の機能強化を促し、地域では医療資源が効果的かつ効率的に利用される姿を期待するものであります。

中長期的には、「医心館 名張」で病院(病床)の再活用を果たしたように、地域の病院(病床)の強化再生に係る事業へ積極的に参入していくことを視野に入れております。地域医療の需要と供給に係る体制や質量の急激な変化を緩衝し、地域医療が安定的かつ持続的に運営存続できるよう当社グループが一丸となって対応していく目論見であります。

④ 潜在ナース活用事業への取組

当社グループでは、事業開始当初より、在宅療養のメインプレイヤーは看護職員であり、医心館事業での最期まで責任あるケアは主には看護職員によって提供されるものとしており、これに関わる人材の育成とプールの重要性を意識して事業を展開しております。

潜在ナース(看護師)に係る課題とは、子育てや家族の介護をはじめ諸般の事情で離職し、そのブランクが長くなった結果、再就職する際に強い不安を覚えたり、再就職先を選択する幅が狭まったりすることを言います。医療政策を執る行政ほか、看護職員(看護師、准看護師、保健師及び助産師)を是か否にも確保したい病院やこれらへ人材を斡旋や派遣する就転職支援事業者では、当該人材の背景や不安、技術力に関する情報を把握し、臨床現場へスムーズに適応していけるよう手厚いサポート体制を敷く等の対応がなされていますが、なお、厚生労働省による推計では、全国に約71万人の潜在看護職員がいる(厚生労働省「看護職員の現状と推移」第1回看護職員需給見直しに関する検討会資料、2014年12月1日)とされております。

医心館は、病院でもなく、介護施設でもない、看護職員の再就職先として新たな提案「第3の存在」であると自負しております。このことは、医心館で潜在ナースを多く抱え、人材をプール・育成し、自らの事業に有利な環境を整えることと同時に、医心館が潜在ナースに係る社会的課題を解決するための一助となり得ることを意味しております。当社グループでは、潜在ナースを活用することのほか、活用するための基盤整備(看護人材のネットワーク構築や教育研修に資するICT/IoT環境強化など)にも取り組んでまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

医療や介護など健康福祉に関する業界は、もともと慢性的な人材不足の不安が存在しておりますが、2025年問題（団塊世代のすべてが後期高齢者となり、医療や介護の過剰な需要を生じ、社会保障費の急増が懸念されている問題）に向かって人材不足の不安がより深刻な状況となります。さらに在宅療養に携わる看護人材を確保することの難しさを説明するには及びません。当社グループが医心館とその先にある事業に取り組み、持続的な成長と発展を遂げるためには人材確保と育成が課題となります。また、今後は人材を確保するにあたり必要となる採用フィーが高騰する恐れがあり、この低減に努める必要があると考えております。当社グループでは、このような課題を認識しておりますが、既に前項（潜在ナース活用事業への取組）の対応をはじめており、今後の状況次第では同業他社に対する競争優位性を築くチャンスになり得るものと考えております。これらのことについては、次項「事業等のリスク」に付記します。

2 【事業等のリスク】

本書の「事業の状況」及び「経理の状況」等に関する事項のうち、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識したうえで、リスクの回避、低減、並びに発生した場合の対応に努める方針であり、当社株式等に関する投資判断は本項及び本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日において当社グループが判断したものでありますが、以下の記載は当社グループの事業等及び株式への投資に係るリスクをすべて網羅するものではありません。また、不確実性が内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 施設(事業所)の新規開設(店舗開発)に関するリスク

当社グループでは、施設「医心館」の出店地域を選定するにあたり、不動産仲介業者等まかせにせず、また当社担当者の経験や勘のみに頼らず、十分な時間をかけて多角多面的なマーケットリサーチを行っております。また、当社担当者が独断で案件進行してしまうことがないよう、一般従業員から経営層まで各職位による複数人対応を原則としております。医療・介護業界に限らず、出店型ビジネスではいずれも好立地から優先的に需要、消費されていくため、同業他業の他社との競合により好立地に案件を確保できないとき、また自治体等の各種規制において出店できないとき、そして様々な要因、例えば工事期間中の台風や大雪といった不可抗力の事由、景況感や各種相場や需給の変化といった予測困難な事由などが発生するとき、これらは出店計画の実現性における不確定要素となっております。ここに記載した不確定要素をはじめ、何らかの事由で開設時期に遅れや事業計画に大幅な乖離を生じたとき、利益機会を逸失し、当社グループの業績及び利益計画や財務状況に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保、育成及び管理に関するリスク

当社グループが事業の規模、範囲並びに内容を安定的かつ持続的に、さらには発展的に開発するためには、それに見合った人材を確保、育成する必要があります。特に、医心館事業は看護職員の配置人数(体制)に強みをおく事業であり、適切な有資格者の確保と育成は事業の根幹であると言えます。また、経営資源としてのこれら人材を効果的かつ効率的に利用するために管理することも必要となります。医心館の展開が進むほどに人材の確保は有利となっている状況にあります。医療・介護業界での慢性的な人材不足とこれに続く求人競争激化の環境は予断を許さない状況であります。当社グループでは、(他社と同様に)求人サイトやメディアを利用しておりますが、これを漫然と利用し続けることを避け、常に効果検証しながら積極的な採用活動を行い、必要とする質量の人材が確保できないリスクの低減に努めております。しかしながら、万が一、そのリスクが生じた際には、既存施設ではサービス提供の規模縮小、新規施設ではオープン時期の順延などの影響を生じ、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(3) 内部管理体制に関するリスク

当社グループでは、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可

欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要であると認識しております。その認識のもと、当社グループは内部管理体制の一層の充実を図る必要があると認識しておりますが、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(4) 特定人物への依存に関するリスク

当社グループの創業者であり代表取締役である柴原慶一は、設立以来、当社グループの事業に深く関与してまいりました。同氏は、当社グループの経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っております。また、当社の発行済株式総数のうち70.0%を保有する株式会社I D E A, Incは、同氏が同社のすべての株式を保有しております。

当社グループでは、特定の人物に依存しない体制を構築するべく、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏の当社グループにおける業務執行が困難になった場合、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(5) 競合出現に関するリスク

当社グループが行っている「医心館事業」では、一般的な介護施設では受け入れることが困難な、がんの末期状態にある方、特定疾患等の難治性の病を患う方、人工呼吸器の装着や気管切開で呼吸管理が必要な方、看取り対応の方、入退院を繰り返さざるを得ない方、重度障害により「在宅」での日常生活が困難な方など、いずれも医療依存度が高く「在宅」で看護・介護を十分に得ることが難しい方々をその利用対象者層とし、ここに他社との差別化要因のひとつを求めております。利用対象者層の限定を含め、事業スキーム(モデル)そのものには特許等は存在せず、他社からの模倣に対して権利関係での保護策を講じることは困難であり、当該事業と同様のサービス提供を行う事業者が出現するリスクがあります(差別化戦略に対する同質化戦略による応酬)。しかしながら、表面化していない事柄(例えば、医療機関や行政機関の当社に対する「共感」、展開先各地の医療／介護ニーズに合わせて臨機応変に運営するノウハウ、看護職員の採用力など)があることから、競合他社が当社のビジネスモデルの仕組みだけを模倣したところで当社と同様の業績を得ることは困難であると認識しております。

現状、前述の開発方針(主には、大都市部でのドミナント戦略と閉鎖的の地方都市での高シェア戦略)で対応しておりますが、今後は利用対象者層の拡大や周辺事業の付加により競争優位性の獲得を継続してまいります。競合の出現状況により、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(6) 利用者の健康や安全に関するリスク

当社グループが行っている「医心館事業」は、医療及び介護サービスの提供が中心であり、その利用者は医療依存度が高い高齢者や障害者となっており、転倒や誤嚥のほか、医療依存度が高いことそれ自体によって、利用者の生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。また、食事提供を含む集合住宅の特性を有することから、火災、食中毒や集団感染等が発生する危険度は相対的に高いと考えられます。当社グループの施設「医心館」では、施設内での着火物の取扱いを原則禁止し、食事は調理済み食材(チルド食)を加温提供する等、火災の発生リスクの低減に努めております。また、利用者と従業員の健康管理を基本とし、日ごろ手洗いや手指消毒を励行、定期的に社内研修では感染(症)の予防、流行及び対応を学ばせ、マニュアルを整備し、これを適切に運用することで食中毒や集団感染の発生リスクの低減に努めています。これらのほか、地震や風水害への備えを行い、防犯環境を整える等の対応により利用者の安全管理などに細心の注意を払っております。しかしながら、万が一、事故や食中毒などが発生し、当社グループの管理責任が問われた際には、事故等が発生した施設の運営のみならず、当社グループ全体へ影響が及び事業や企業の存続に重大な影響を受け、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(7) 大規模な自然災害・感染症等に関するリスク

当社グループでは、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害及び新型インフルエンザ等の感染症が想定を大きく上回る規模で発生及び流行し、当該地域の事業所の稼働が長期に渡って困難になった場合には、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(8) 施設(事業所)の稼働率が想定どおりに進捗しないリスク

当社グループでは、新規施設の開設にあたり、十分なマーケットリサーチを行っており、行政や医療機関との連携により、安定的な利用者の確保に努めております。また、施設の運営にあたっては、稼働率の上昇のみにこだわらず、出店地域の医療ニーズへの対応や、現場看護師等の施設運営のし易さ等も勘案し、受入れ入居者を決定しております。しかしながら、出店後にリサーチ時には想定していなかった事態の発生により入居者が想定どおりに獲得できなかった場合や、医心館の利用対象者の多くは慢性期・終末期の患者であることから、想定以上の入居者の逝去や退去があった場合には、施設の稼働率が想定どおりに上らず、当社グループの業績や財政状況に影響を与える可能性があります。

(9) 事業に係る法的規制に関するリスク

当社グループが行っている「医心館事業」は、老人福祉法、高齢者住まい法、健康保険法、介護保険法及び障害者総合支援法ほかに基づく医療及び介護サービスの提供が中心となっており、これら法律及び関連諸法令の規制を受けます。また、当社グループでは売上高に対するそれら保険収入割合が9割(2019年6月 90.0%)となっており、保険収入に依存した収益構造となっております。

健康保険制度及び介護保険制度は、2年毎及び3年毎に制度全般の見直しや報酬の再設定が行われ、特に6年毎の同時改定のタイミングにおいて社会保障制度及び医療介護福祉政策の方向性が示されます。従いまして、医療保険収入と介護保険収入の割合が高い同事業では、法令、制度及び報酬の改定等があり、経営上不利な内容があった場合には、当社グループの業績や財政状況に影響を与える可能性があります。

(10) 事業に必要な指定等に関するリスク

当社グループが行う「医心館事業」は、事業所単位で、都道府県知事又は政令指定都市市長から各種指定等(表6)を受けるものであります。特に訪問看護事業(医療保険売上、介護保険売上)と訪問介護事業(介護保険売上)では、これら2事業による売上高は売上全体の9割を占めることから、これら事業に係る指定等の許認可取消があった場合には、後述する事由により当社グループの業績や財政状況に重大な影響を与える可能性があります。

該当する根拠法で許認可取消事由がそれぞれ定められておりますが、主な内容は以下のとおりであります。

- ・不正請求 … 実態のないサービス提供に対する請求、実態のない加算請求
- ・人員基準違反 … 人員欠如による運営、無資格者によるサービス提供、実在しないスタッフによる記録作成、勤務時間の虚偽
- ・運営基準違反 … 記録の不整備、計画未作成、重要事項や計画の説明未実施
- ・虚偽報告 … 自治体への届出や報告、実地指導対応における事実とは違う書類提出や答弁

当社グループの特定の施設が許認可取消を受けた場合、その施設の介護報酬等が請求できなくなり、また、その施設では5年間は新規事業所の開設を禁止されます。さらに、取消事案が法人全体で(組織的に)関与していると判断された場合は、関係法人の新規指定・更新が拒否される場合もあります。一事業所でも許認可取消を受けた場合、法人(当社グループ)が不正又は著しく不当な行為をした者と判断され、5年間は新規指定も指定更新もできないこととなります。介護保険法等に基づく事業については、6年ごとに指定更新を受ける必要があるため、一事業所でも許認可取消を受ける事は、新規施設開発の停止と共に、ほとんどの既存施設が更新できずに撤退となりますので、医心館事業から撤退せざるを得なくなります。

表6 医心館事業で提供するサービスの名称及び根拠法等

a. 訪問系サービス

サービス名	根拠法等	主な許認可取消事由
訪問看護 介護予防訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法(厚生労働省) 指定の有効期間は6年間で、以後6年毎の更新が必要となります。 都道府県、政令指定都市及び中核市が事業の指定権者となります。 健康保険法(厚生労働省) 介護保険法に基づく指定を受けた際には、健康保険法の指定があったものとみなされますので、有効期間は介護保険法に基づく指定の有効期間に準じます。 地方厚生局が事業の指定権者となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護 介護保険法第77条 (指定の取消し等) 介護予防訪問看護 介護保険法第115条の9 (指定の取消し等)
訪問介護 居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法(厚生労働省) 指定の有効期間は6年間で、以後6年毎の更新が必要となります。 都道府県、政令指定都市及び中核市が事業の指定権者となります。なお、居宅介護支援については、2018年4月以降の指定権者は市区町村になっております。 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 介護保険法第77条 (指定の取消し等) 居宅介護支援 介護保険法第84条 (指定の取消し等)
介護予防・日常生活 支援総合事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法(厚生労働省) 指定の有効期間は6年間で、以後6年毎の更新が必要となります。 市区町村が事業の指定権者になります。 	介護保険法第115条の45の9 (指定事業者の指定の取消し等)
居宅介護 重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法(厚生労働省) 指定の有効期間は6年間で、以後6年毎の更新が必要となります。 都道府県、政令指定都市及び中核市が事業の指定権者になります。 	障害者総合支援法第50条 (指定の取消し等)

b. 施設系サービス

サービス名	根拠法等	主な許認可取消事由
住宅型有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法(厚生労働省) 届出制であり、届出後の有効期間の設定はありません。 都道府県、政令指定都市及び中核市が届出先となります。 	老人福祉法第29条14項 (届出等) ※事業の制限又は停止に関する定めあり
サービス付き高齢者 向け住宅	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者住まい法(国土交通省) 登録制であり登録の有効期間は5年間で、以降5年毎に更新が必要となります。 都道府県、政令指定都市及び中核市が登録先となります。 	高齢者住まい法第26条 (登録の取消し)

なお、新規に事業所を開設する際には、開設予定地の自治体との事前相談や事前協議において、当社グループが行う事業を十分に説明し、自治体からの施設及び人的に係る基準等の指導があれば、これに対応した上で開設準備を開始しております。また、事業所の開設後も法律、規則や基準等並びに指導を遵守し事業を運営しております。

開設前、開設後ともに細心の注意を払って準備・運営しており、本書提出日において、各事業所における指定等の取消しや営業停止は発生しておりませんが、今後、何らかの原因によりこれらの指定等が取り消された場合や営業停止となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 情報管理に関するリスク

当社グループが行っている「医心館事業」では、多数の利用者の情報を取り扱っており、特に病歴や治療状況など一層厳重に管理することが要求される情報を含んでいることに特徴があります。また、当社グループの管理部門では様々な経営情報等の内部情報を保有しております。当社グループでは、情報管理に係る従業員教育を行うほか、従業員(退職者を含む。)に対して機密保持の宣誓書の提出を求め、またそれら情報を取り扱うエリアを区分し、サーバ及びディスクへのアクセス制限等を実施することにより情報漏えいリスクの低減に努めております。しかしながら、万が一、情報漏えいが発生した際には、当社グループの社会的信頼が失墜し、あるいは損害賠償支払い、体

制整備及びシステム改修に係るコストが発生することにより、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(12) 信用や評判等に関するリスク

当社グループが行っている「医心館事業」は、利用者や家族ほか、近隣住民、地域の医療機関、在宅医療の主治医や薬剤師、ケアマネジャー、各種取引先など当該事業に関わる方々からの信用や評判が大きな影響力を有していると認識しております。企業理念にはじまり、サービス提供や関係者とのコミュニケーションに至るまで従業員教育や内部監査で細心の注意を払って施設及び事業を運営しております。しかしながら、何らかの理由により当該施設、事業や当社グループの信用が損なわれ、また評判が低下した際、あるいは好ましくない風評を得た際には、当社グループ全体へ影響が及び事業や企業の存続に重大な影響を受け、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(13) 訴訟等に関するリスク

当社グループは、本書提出日において提起されている訴訟はありません。今後も、細心の注意を払ってリスク管理体制の整備・改善を継続的に図ってまいります。ただし、訴訟等による請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、訴訟の内容及び金額、訴訟が提起されることによる社会的な評価の低下、事業の全部又は一部の継続が困難となる等により、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(14) 地域との関係に関するリスク

医療・介護サービスの提供という事業の性格上、事業の収益性に不利を生じた際に即時撤退を行うことが困難な場合があります。これは、主に撤退後の利用者の行き先確保、医療機関や行政機関との関係性維持を事由とします。この場合、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(15) 長期賃貸借契約に関するリスク

当社グループが行っている「医心館事業」では、施設(事業所)として「医心館」の開設に供する土地又は建物もしくはその両方を各所有者から借り受けております。賃貸借により投資リスクは抑制されるものの、一定期間は撤退の制約が課せられ、これに反した場合は中途解約による違約金等の支払いが生じます。有料老人ホームの開設に係る自治体からの指導等もあり、20～30年間の長期賃貸借契約を締結することが一般的であります。また、土地及び建物の所有者である法人又は個人が破綻等の状況に陥り、継続的な使用や債権の回収が困難となることがあります。当社グループでは、契約において条件設定するとともに、施設の開設後も所有者とのコミュニケーションを密に状況変化の兆しを初期の段階で捉えること等により、リスクの低減に努めております。前述の状況となった際には、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(16) 固定資産の減損等に関するリスク

業績動向によっては、固定資産の減損会計の適用に伴う損失処理が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社グループでは、減損処理が発生しないよう各事業所の収益管理を徹底し、採算性に優れない事業所があれば積極的に対策を講じておりますが、万一不採算施設(事業所)の増加や閉鎖が集中した場合、多額の減損損失が発生し、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(17) 有利子負債に関するリスク

当社グループでは、運転資金及び新規出店の設備投資資金を金融機関からの借入金で調達しており、2019年9月期第3四半期末の有利子負債残高は4,377百万円、有利子負債自己資本比率は497.8%となっております。そのため、現行の金利水準が変動した場合や計画どおりの資金調達ができなかつた場合、また、新規出店のための開設資金を借入金で調達した場合には、当社グループの業績、財務状況及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(18) M&Aに関するリスク

当社グループでは、同業他業の他社に対するM&A(子会社化や事業譲受等)を実施することにより、当社グルー

ブの事業を補完強化することが可能であると考えております。その実施にあたっては、対象企業や対象事業の状況及び財務、税務、法務、業務ほか各種デューデリジェンスを行うなど、意思決定に必要な情報を十分な時間をかけて収集、分析、精査及び検討することで、可能な限りリスクの低減に努めております。しかしながら、M&Aではこの実施後に当社グループが事前には認識し得なかった事項が判明、また問題が明らかになった場合や、何らかの理由で取得した企業や事業の経営や展開が計画どおりに進まない場合には、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(19) 機器及びシステム運用に関するリスク

当社グループが行っている「医心館事業」では、特殊かつ高度な情報技術や通信技術に依存するものではありませんが、パーソナルコンピュータや無線LANといった一般に普及している情報技術や通信技術を日常的に用います。また、介護事業者向け経営支援サービス(ソフト)を利用し、報酬請求では請求書をファイル伝送(オンライン請求)しておりますので、これらの機器やシステムの故障や不具合により、業務が停滞し、また請求に遅れを生ずることがあります。当社グループでは、日ごろ機器メンテナンスを行うほか、情報のバックアップを行う等、リスクの発生及び発生時の影響を低減することに努めております。しかしながら、万が一、機器及びシステムの重大な故障等が発生した際には、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(20) 利益還元に関するリスク

当社は、好調に成長している「医心館事業」への経営資源の積極的な投下(利益の内部留保及び活用)を行うものとし、当面は配当性向を5%~10%程度、その先では株主への還元を十分考慮し、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。今後は、毎事業年度で確実に利益を計上することを前提として財務体質の強化を図り、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当の実施を行っていくことを検討してまいります。しかしながら、当社グループの業績が計画どおり進展しない場合等、当社グループの業績が悪化した場合には、継続的に配当を行えない可能性があります。

(21) コンプライアンスに関するリスク

当社グループでは、法令遵守及び倫理に基づき誠実に行動することを経営上の最重要課題のひとつとして位置付けております。事業の実施に直接関係する法令等ほか、社会的責任のある企業のひとつとして遵守すべき法令等の全般につき当社グループのすべての役職員が法令等や倫理から逸脱しないよう、日ごろコンプライアンスに係る意識と行動の徹底を図っております。なお、内部での不正を抑止するため、当社グループでは内部通報制度を整備、運用しております。

また、昨今、他社において従業員のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)での倫理観を欠く不適切な発信行為が企業の社会的信用の失墜、訴訟の提起、監督官庁等からの処分を引き起こす例が少なからずあります。当社グループでは、このことに鑑み、入社時及びその後の定期的な社内教育研修等で従業員に対する意識の向上を求めています。

万一コンプライアンス上の問題に直面した場合には、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(22) その他のリスク

上記のほか、外部からの犯罪行為、事務手続きの不備などにより直接的又は間接的もしくはその両方のコストが発生し、適正な施設運営や事業展開に支障を生ずること、行政処分等により営業停止となること、加えて当社グループの社会的信頼が失墜する等のリスクがあります。また、新株予約権の行使による需給関係の変化が当社グループ株式の株価形成に及ぼす影響を生ずる等のリスクもあります。これらの場合、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」と言います。)の状況の概要は、以下のとおりであります。

① 財政状態

第2期連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産合計は1,346,175千円となり、前連結会計年度末に比べ87,643千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が214,804千円減少した一方で、売掛金が268,773千円増加したことによりります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産合計は1,993,311千円となり、前連結会計年度末に比べ1,093,202千円の増加となりました。これは主に、建物及び構築物が407,201千円増加、リース資産が400,761千円増加、敷金及び保証金が191,067千円増加したことによりります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債合計は923,395千円となり、前連結会計年度末に比べ383,263千円の増加となりました。これは主に、未払金及び未払費用が103,442千円増加、未払法人税等が135,767千円増加したことによりります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債合計は1,948,476千円となり、前連結会計年度末に比べ510,254千円の増加となりました。これは主に、長期借入金が185,924千円増加、リース債務が396,265千円増加したことによりります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は467,615千円となり、前連結会計年度末に比べ287,328千円の増加となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が287,328千円増加したことによりります。

この結果、自己資本比率は14.0%(前連結会計年度末は8.4%)となりました。

第3期第3四半期連結結果計期間(自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)

(資産の状況)

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は6,157,904千円となり、前連結会計年度末に比べ2,818,417千円の増加となりました。これは主に、増収による売掛金の増加のほか、新規施設開設に伴う建物や工具、器具及び備品やリース資産等の取得によるものです。

(負債の状況)

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は5,278,623千円となり、前連結会計年度末に比べ2,406,752千円の増加となりました。これは主に、人員数の増加等により給料等に係る未払金及び未払費用の増加のほか、新規施設開設に伴う新規借入の実行、リース債務の増加、資産除去債務等の増加によるものです。

(純資産の状況)

当第3四半期連結会計期間末における純資産は879,280千円となり、前連結会計年度末に比べ411,665千円増加となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益411,665千円の計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は14.3%(前連結会計年度末は14.0%)となりました。

② 経営成績の状況

第2期連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当連結会計年度におけるわが国の経済は、西日本豪雨、大阪北部地震や北海道胆振東部地震といった災害の発生があり各方面へ影響を及ぼしました。その後、影響収束により生産活動は緩やかに持ち直しましたが、未だ力強さに欠ける状況が続いております。

当社グループの主要事業が属する医療・介護業界におきましては、医療計画、診療報酬及び介護報酬などが同時に改定される重要な年となり、地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化に向けて、在宅医療・訪問看護を推進する評価(算定、加算)がさまざま新設されたところであり、当社グループには正に「追い風」の環

境となっております。

このような状況の中、綿密なマーケティングと出店戦略（主には、大都市部でのドミナント戦略と閉鎖的・地方都市部での高シェア戦略）に基づいて積極的に出店し、併せて医療機関ほかに対する精力的な営業活動を行った結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高 3,104,160千円（前年同期比66.6%の増加）、営業利益 427,121千円（前年同期比96.7%の増加）、経常利益 411,684千円（前年同期比106.1%の増加）、親会社株主に帰属する当期純利益 287,328千円（前年同期比126.4%の増加）となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは、医心館事業のみの単一セグメントであります。

（単位：千円）

	2017年9月期 (前連結会計年度)	2018年9月期 (当連結会計年度)	増減額	増減率
売上高	1,862,741	3,104,160	1,241,418	66.6%
営業利益 (営業利益率)	217,106 (11.7%)	427,121 (13.8%)	210,014	96.7%
経常利益 (経常利益率)	199,759 (10.7%)	411,684 (13.3%)	211,924	106.1%
親会社株主に 帰属する当期純利益 (当期純利益率)	126,934 (6.8%)	287,328 (9.3%)	160,393	126.4%

第3期第3四半期連結累計期間（自 2018年10月1日 至 2019年6月30日）

当第3四半期連結累計期間において、医心館事業では新たに4施設（東京都板橋区「医心館 成増」、新潟県新潟市「医心館 新潟」、神奈川県横浜市「医心館 東戸塚」、埼玉県さいたま市「医心館 北浦和」）を開設、全国17施設（第3四半期連結会計期間末現在）でサービスを提供しております。

これまでの入居者数は累計で2,110名（期間末日現在）に達しました。今後は、さらに医心館の出店を戦略的に進め、また利用対象者層を拡大することにより、長期的かつ持続的な成長を実現してまいります。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における当社グループの経営成績は、売上高 3,710,739千円、営業利益 600,796千円（営業利益率16.2%）、経常利益 575,594千円（経常利益率15.5%）、親会社株主に帰属する四半期純利益 411,665千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第2期連結会計年度（自 2017年10月1日 至 2018年9月30日）

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ87,302千円減少の486,764千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは328,148千円の資金増加（前連結会計年度は162,790千円の資金増加）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が379,641千円、減価償却費が97,048千円、未払金及び未払費用の増加103,312千円が生じた一方で、売上債権の増加268,773千円が生じたこと等によります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは657,764千円の資金減少（前連結会計年度は257,092千円の資金減少）となりました。これは主に、新規施設を開設したことに伴い有形固定資産の取得による支出759,105千円、敷金及び保証金の差入による支出201,511千円、「医心館盛岡」を対象としたセール&リースバック取引を実行したことに伴い有形固定資産の売却による収入180,920千円が生じたこと等によります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは242,313千円の資金増加（前連結会計年度は254,993千円の資金増加）となりました。これは主に、新規施設を開設したことに伴い長期借入れによる収入785,000千円、短期借入金の純増額90,060千円が生じた一方で、長期借入金の返済による支出611,771千円が生じ

たこと等によります。

④ 生産・受注及び販売の実績

当社グループの報告セグメントは、医心館事業のみの単一セグメントであります。

a. 生産実績

当社グループでは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループでは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度及び第3期第3四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第2期連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)		第3期第3四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
医心館事業	3,104,160	166.6	3,710,739
合計	3,104,160	166.6	3,710,739

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第1期連結会計年度 (自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)		第2期連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)		第3期第3四半期 連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)	
	販売高 (千円)	割合(%)	販売高 (千円)	割合(%)	販売高 (千円)	割合(%)
神奈川県国民健康保険団体連合会	153,369	8.2	425,279	13.7	655,552	17.7
岩手県国民健康保険団体連合会	253,223	13.6	374,020	12.0	406,500	11.0
三重県国民健康保険団体連合会	392,413	21.1	511,133	16.5	400,914	10.8
社会保険診療報酬支払基金	126,805	6.8	309,882	10.0	384,271	10.4
愛知県国民健康保険団体連合会	256,857	13.8	331,720	10.7	328,463	8.9
埼玉県国民健康保険団体連合会	170,048	9.1	386,546	12.5	322,343	8.7

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当連結会計年度及び第3期第3四半期連結累計期間における開設時点別の稼働率(※)の推移は、次のとおりであります。

ただし、当表では各施設別の稼働率を単純平均しております。

開設時点 区別	定員数 (名)	第2期連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)											
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
既設施設 (~2017.9.30開設)	365	79.7%	80.7%	82.6%	81.1%	82.2%	77.3%	80.3%	82.0%	81.6%	81.3%	82.7%	84.0%
新設施設 (2017.10.1~開設)	155	—	—	—	—	—	—	—	18.0%	19.3%	27.3%	42.0%	54.7%

開設時点 区別	定員数 (名)	第3期第3四半期連結累計期間(自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)									
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
既設施設 (~2018.9.30開設)	520	85.1%	86.2%	87.4%	85.4%	85.2%	87.5%	89.3%	88.8%	89.9%	
新設施設 (2018.10.1~開設)	184	—	10.6%	30.4%	39.1%	54.7%	38.0%	45.6%	55.9%	64.9%	

※本書では、稼働率を次のとおり定義しております。

$$\text{稼働率} = \frac{\text{各施設の各月ごと入居日数の総和}}{\text{各施設の定員数} \times \text{各月の日数}}$$

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

また、当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、一定の会計基準の範囲内で経営者による見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。この連結財務諸表の作成にあたって重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

①財政状態に関する認識及び分析・検討内容

「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態」に記載のとおりであります。

②経営成績に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは「志とビジョンある医療・介護で社会を元気に幸せに」を企業理念(ミッション)に掲げております。わが国は2010年に超高齢社会^{※1}へと突入し、2025年に団塊の世代がすべて75歳以上となることを契機に、高齢化の様相は今後一層強くなり、医療や看護・介護の需要はさらに高まるとされています。一方で、医療や看護・介護の制度を経済的に、また人的に支える労働人口の減少が予測されており、今後の高齢化の進展に対応し得る医療や看護・介護の持続可能な制度設計がわが国の根本的、かつ緊要な課題のひとつであることは論をまちません。

当社グループでは、この課題に対して、住宅型有料老人ホーム「医心館」とこれに関連するサービス(以下、「医心館事業」と言います。)の提供を通じて、在宅療養のプラットフォーム^{※2}を充実させ、地域の医療や看護・介護資源を効果的かつ効率的に利用できる仕組みづくりを行うことで応えてまいります。地域では、病床削減とこれに伴って療養の場を病院から「在宅(自宅や施設等)」へ移すとする政策を受けて、特に慢性期や終末期における医療や看護・介護の需要が高まっております。このことは、当社グループにとって有利な事業環境であり、引き続き事業を積極的に展開していく背景となっております。

※1 超高齢社会とは、65歳以上の人口割合が全人口の概ね20%を超えている社会を指します。

※2 医心館事業では、医療依存度が高い方を積極的に受け入れ、看護師の人員体制を強固にすることで、その方々の慢性期や終末期の療養において充実した看護ケアを提供しています。

さらに、原則として医師とケアマネジャーを外部化することで、事業の透明性と公正性を担保し、限られた医療資源が最大限に活用されるために、地域医療(地域包括ケア)のプラットフォームのひとつとなることを目指しています。

i) 第2期連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当連結会計年度において、医心館事業では新たに3施設(岩手県盛岡市「医心館 盛岡Ⅲ号館」、神奈川県横浜市「医心館 横浜立場」、栃木県宇都宮市「医心館 宇都宮」)を開設、全国13施設(定員520名。期間末日現在)でサービスを提供、これまでの入居者数は累計で1,362名(期間末日現在)に達しました。

(売上高)

当連結会計年度の売上高は3,104,160千円となり、前連結会計年度より1,241,418千円の増加となりました。これは主に、既存の医心館での施設及びサービスの利用率が向上し、また新規に医心館を開設(3施設)、サービス提供が開始されたことにより医療保険収入及び介護保険収入が生じたこと等によります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は1,839,121千円となり、前連結会計年度より736,819千円の増加となりました。これは主に、新規に医心館を開設したことに伴い採用した施設従業員の給与手当が生じたこと等によります。この結果、売上総利益は1,265,039千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は837,917千円となり、前連結会計年度より294,584千円の増加となりました。これは主に、新規に医心館を開設したことに伴い施設従業員の採用費用、また業務の規模拡大に伴い採用した本社従業員の採用費用及び給与手当が生じたこと等によります。この結果、営業利益は427,121千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は8,342千円となり、前連結会計年度より2,124千円の増加となりました。これは主に、雑収入が増加したこと等によります。また、当連結会計年度の営業外費用は23,779千円となり、前連結会計年度より214千円の増加となりました。これは主に、支払利息が増加したこと等によります。この結果、経常利益は411,684千円となりました。

(特別損失)

当連結会計年度の特別損失は32,042千円となり、前連結会計年度より30,453千円の増加となりました。これは主に、固定資産除却損が増加、貸倒引当金繰入額が発生したこと等によります。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の法人税等合計は92,313千円となり、この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は287,328千円(前年同期比126.4%の増加)となりました。

ii) 第3期第3四半期連結累計期間(自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)

当第3四半期連結累計期間において、医心館事業では新たに4施設(東京都板橋区「医心館 成増」、新潟県新潟市「医心館 新潟」、神奈川県横浜市「医心館 東戸塚」、埼玉県さいたま市「医心館 北浦和」)を開設、全国17施設(定員704名。期間末日現在)でサービスを提供、これまでの入居者数は累計で2,110名(期間末日現在)に達しました。

(売上高)

当第3四半期連結累計期間の売上高は3,710,739千円となりました。これは主に、新規に医心館を開設(4施設)、サービス提供が開始されたことにより医療保険収入及び介護保険収入が生じたこと等によります。

(売上原価、売上総利益)

当第3四半期連結累計期間の売上原価は2,211,226千円となりました。これは主に、新規に医心館を開設したことに伴い採用した施設従業員の給与手当が生じたこと等によります。この結果、売上総利益は1,499,513千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第3四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は898,717千円となりました。これは主に、新規に医心館を開設したことに伴い施設従業員の採用費用、また業務の規模拡大に伴い採用した本社従業員の採用費用及び給与手当が生じたこと等によります。この結果、営業利益は600,796千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当第3四半期連結累計期間の営業外収益は9,310千円となりました。これは主に、補助金収入や助成金をはじめ雑収入が生じたこと等によります。また、当第3四半期連結累計期間の営業外費用は34,511千円となりました。これは主に、支払利息等が生じたことによります。この結果、経常利益は575,594千円となりました。

(特別損益)

当第3四半期連結累計期間の特別利益は517千円となりました。これは主に、「医心館 盛岡Ⅲ号館」のセール&リースバック取引に伴う売却利益が発生したこと等によります。

また、当第3四半期連結累計期間における特別損失はありません。

(親会社株主に帰属する四半期純利益)

当第3四半期連結累計期間の法人税等合計は164,447千円となり、この結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は411,665千円となりました。

③経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」をご参照ください。

④資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要の主なもの、新規施設の開設資金(土地や建物の取得等)及び運転資金であります。運転資金のうち主なもの、売上原価に計上している施設従業員の人件費等であります。新規施設の開設資金は金融機関からの借入及び市場からの調達、運転資金は自己資金を基本としております。借入金につきましては、長期資金と短期資金の均衡を保ちつつ、財務健全性の維持を図っております。総じて、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

⑤経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第2期連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当連結会計年度の設備投資等の総額は765,143千円であります。これは主に、「医心館 盛岡Ⅲ号館」の出店に係る設備投資等260,067千円、及び「医心館 宇都宮」の出店に係る設備投資等358,914千円であります。また、経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは、医心館事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第3期第3四半期連結累計期間(自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)

当第3四半期連結累計期間の設備投資等の総額は892,761千円であります。これは主に、「医心館 新潟」の出店に係る設備投資等288,042千円、及び「医心館 仙台」の出店に係る設備投資等477,362千円であります。また、経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは、医心館事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

i) 第2期連結会計年度

2018年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	リース 資産	その他	合計	
医心館 盛岡Ⅲ号館 (岩手県盛岡市)	医心館 建物及び設備等	244,892	—	—	1,362	246,255	— (—)
医心館 宇都宮 (栃木県宇都宮市)	医心館 建物及び設備等	372,004	—	—	2,772	374,777	— (—)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. その他には、工具、器具及び備品等が含まれております。
 4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。なお、臨時雇用者数とは、正社員以外の直接雇用者(パートタイマー及び嘱託契約の社員)であります。
 5. 医心館 盛岡Ⅲ号館と医心館宇都宮には、株式会社アンビスの従業員が勤務しており、医心館 盛岡Ⅲ号館の従業員数は18(9)名、医心館宇都宮の従業員数は31(5)名です。

ii) 第3期第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

2019年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地	リース 資産	その他	合計	
医心館 新潟 (新潟県新潟市 中央区)	医心館 建物及び設備等	297,661	—	—	—	711	298,372	— (—)
医心館 仙台長町 (宮城県仙台市太白 区)	医心館 建物及び設備等	—	—	477,362	—	—	477,362	— (—)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. その他には、工具、器具及び備品等が含まれております。
 4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。なお、臨時雇用者数とは、正社員以外の直接雇用者(パートタイマー及び嘱託契約の社員)であります。
 5. 医心館 新潟には、株式会社アンビスの従業員が勤務しており、医心館 新潟の従業員数は31名です。また、医心館 仙台長町の従業員数は未定であります。

なお、現時点において、医心館 仙台長町は用地のみ取得している状況であります。

(2) 国内子会社

i) 第2期連結会計年度

2018年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備 の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	リース 資産	その他	合計	
株式会社アンビス	医心館 本陣 (愛知県名古屋市中村区)	医心館 設備等	2,176	508	114,763	1,219	118,668	13 (17)
株式会社アンビス	医心館 南浦和 (埼玉県さいたま市南区)	医心館 設備等	14,010	1,038	280,147	2,019	297,215	25 (19)
株式会社アンビス	医心館 横浜都筑 (神奈川県横浜市都筑区)	医心館 設備等	1,607	—	—	59,089	60,697	54 (30)
株式会社アンビス	医心館 横浜立場 (神奈川県横浜市泉区)	医心館 設備等	3,998	1,407	421,854	6,262	433,522	28 (3)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. その他には、工具、器具及び備品、のれん等が含まれております。
 4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。なお、臨時雇用者数とは、正社員以外の直接雇用者(パートタイマー及び嘱託契約の社員)であります。
 5. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
医心館 盛岡Ⅲ号館 (岩手県盛岡市)	医心館設備等	1,255	12,140
医心館 横浜立場 (神奈川県横浜市泉区)	医心館設備等	974	14,922
医心館 宇都宮 (栃木県宇都宮市)	医心館設備等	565	11,434

ii) 第3期第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

2019年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備 の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	リース 資産	その他	合計	
株式会社アンビス	医心館 成増 (東京都板橋区)	医心館 設備等	27,764	—	421,031	4,505	453,300	31 (5)
株式会社アンビス	医心館 東戸塚 (神奈川県横浜市戸塚区)	医心館 設備等	15,453	—	602,534	7,927	625,914	33 (11)
株式会社アンビス	医心館 北浦和 (埼玉県さいたま市浦和区)	医心館 設備等	892	135	475,405	7,349	483,783	27 (3)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. その他には、工具、器具及び備品、のれん等が含まれております。
 4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。なお、臨時雇用者数とは、正社員以外の直接雇用者(パートタイマー及び嘱託契約の社員)であります。

5. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
医心館 成増 (東京都板橋区)	医心館設備等	3,742	16,243
医心館 新潟 (新潟県新潟市中央区)	医心館設備等	3,365	14,666
医心館 東戸塚 (神奈川県横浜市戸塚区)	医心館設備等	4,145	19,373
医心館 北浦和 (埼玉県さいたま市浦和区)	医心館設備等	2,980	14,486

3 【設備の新設、除却等の計画】(2019年7月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
株式会社 アンビスホールディングス	医心館 北上 (岩手県北上市)	医心館 設備等	232,131	174,069	自己資金 及び借入金	2019年6月	2019年11月	受入定員 31名
株式会社 アンビスホールディングス	医心館 仙台長町 (宮城県仙台市太白区)	医心館 設備等	749,076	488,423	自己資金 及び借入金	2019年7月	2020年4月	受入定員 52名(予定)
株式会社 アンビスホールディングス	医心館 水戸 (茨城県水戸市)	医心館 設備等	365,840	193,840	自己資金 及び借入金	2019年8月	2020年2月	受入定員 50名(予定)
株式会社 アンビスホールディングス	医心館 八戸 (青森県八戸市)	医心館 設備等	270,904	38,186	自己資金 及び借入金	2019年8月	2020年4月	受入定員 45名(予定)
株式会社 アンビスホールディングス	医心館 新店①	医心館 設備等	500,000	—	増資資金	2019年11月	2020年7月	受入定員 50名(予定)
株式会社 アンビスホールディングス	医心館 新店②	医心館 設備等	500,000	—	増資資金	2019年12月	2020年8月	受入定員 49名(予定)
株式会社 アンビスホールディングス	医心館 新店③	医心館 設備等	500,000	—	増資資金	2020年1月	2020年9月	受入定員 50名(予定)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは、医心館事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称の記載は省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

(注)2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は39,800,000株増加し、40,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	10,000,000	—	—

(注)1. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は、9,950,000株増加し、10,000,000株となっております。

2. 2019年7月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 第1回新株予約権

決議年月日	2017年4月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 7 (注)1
新株予約権の数(個) ※	11(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 110 [22,000](注)2、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,422 [8](注)3、6、7
新株予約権の行使期間 ※	2019年5月1日～2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,422 [8] (注)6、7 資本組入額 711 [4]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2018年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の取締役就任及び退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は10株、提出日の前月末現在は2,000株であります。
当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調

整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

「従業員」

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又はこれに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」と言います。)を実施する場合の新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を実施する場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」と言います。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の定めに従って決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
下記に準じて決定する。
 - (i) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 2017年5月26日開催の取締役会決議により、2017年7月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b. 第2回新株予約権

決議年月日	2017年8月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 17 (注)1
新株予約権の数(個) ※	46 [43] (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 460 [86,000] (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,422 [8] (注)3、6
新株予約権の行使期間 ※	2019年9月23日～2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,422 [8] (注)6 資本組入額 711 [4]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2018年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の取締役就任及び退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員11名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は10株、提出日の前月末現在は2,000株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

「役員」

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員又はこれに準じる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職その他取締役会決議において正当な理由がある場合と認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
 - (i) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過する日までは、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (ii) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から10か月以内(ただし、行使期間の末日までとする)に限り、相続人は権利行使することができる。

「従業員」

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又はこれに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

5. 当社が、組織再編行為を実施する場合の新株予約権の交付の定め及びその新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を実施する場合において、残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の定めに従って決定する。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
下記に準じて決定する。
 - (i) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
6. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

c. 第3回新株予約権

決議年月日	2018年7月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 28 (注) 1
新株予約権の数(個) ※	1,045 [740] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,045 [148,000] (注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	9,417 [48] (注) 3、6
新株予約権の行使期間 ※	2021年7月25日～2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 9,417 [48] (注) 6 資本組入額 4,709 [24]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2018年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の退職等による権利権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員21名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

「役員」

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員又はこれに準じる地位にあることを要する。ただし、取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
 - (i) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過する日までは、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (ii) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から10か月以内(ただし、行使期間の末日までとする)に限り、相続人は権利行使することができる。

「従業員」

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又はこれに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

5. 当社が、組織再編行為を実施する場合の新株予約権の交付の定め及びその新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を実施する場合において、組織再編行為の効力発生日において残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の定めに従って決定する。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
下記に準じて決定する。
 - (i) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
6. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

d. 第4回新株予約権

決議年月日	2018年7月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 13 (注)1
新株予約権の数(個) ※	360 [305] (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 360 [61,000] (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	9,417 [48] (注)3、6
新株予約権の行使期間 ※	2021年7月25日～2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 9,417 [48] (注)6 資本組入額 4,709 [24]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2018年9月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員12名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。
当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

「役員」

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員又はこれに準じる地位にあることを要する。ただし、取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
 - (i) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過する日までは、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (ii) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間が経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から10か月以内(ただし、行使期間の末日までとする)に限り、相続人は権利行使することができる。

「従業員」

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又はこれに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

5. 当社が、組織再編行為を実施する場合の新株予約権の交付の定め及びその新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を実施する場合において、組織再編行為の効力発生日において残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)3で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の定めに従って決定する。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
下記に準じて決定する。
 - (i) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
6. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

e. 第5回新株予約権

決議年月日	2019年6月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 82
新株予約権の数(個) ※	739(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 147,800(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	631(注)2、5
新株予約権の行使期間 ※	2022年7月1日～2029年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 631(注)5 資本組入額 316
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 提出日の前月末現在(2019年8月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他のやむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他のやむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

「役員」

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員又はこれに準じる地位にあることを要する。ただし、取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。ただ

- し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
- (i) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間の経過する日までは、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - (ii) 当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から1年間の経過した日以降は、割当された権利の全部を行使することができる。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、当社が死亡の事実を知った月の月末から10か月以内(ただし、行使期間の末日までとする)に限り、相続人は権利行使することができる。

「従業員」

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又はこれに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が特に認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

4. 当社が、組織再編行為を実施する場合の新株予約権の交付の定め及びその新株予約権の取扱い

当社が組織再編行為を実施する場合において、組織再編行為の効力発生日において残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の定めに従って決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
下記に準じて決定する。
 - (i) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (ii) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年10月3日 (注)1	5,000	5,000	50,000	50,000	—	—
2017年7月1日 (注)2	45,000	50,000	—	50,000	—	—
2017年9月22日 (注)3	—	50,000	△10,000	40,000	—	—
2019年7月31日 (注)4	9,950,000	10,000,000	—	40,000	—	—

- (注) 1. 2016年10月3日付の発行済株式総数並びに資本金の増加は、株式会社アンビスの株式移転の方法により当社が設立されたことによるものです。
 2. 2017年7月1日付の発行済株式総数の増加は株式分割(1:10)によるものです。
 3. 2017年9月22日付の資本金の減少は、当社設立時における会計処理の修正によるものです。なお、資本金の減資割合は20%となっております。
 4. 2019年7月31日付の発行済株式総数の増加は株式分割(1:200)によるものです。

(4) 【所有者別状況】

2019年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	1	2	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	70,000	—	—	30,000	100,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	70.0	—	—	30.0	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000,000	100,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	10,000,000	—	—
総株主の議決権	—	100,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益配分を重要な経営課題として捉え、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、配当を行うことを基本方針としております。

このことから、内部留保の充実を図るため設立以来現在に至るまで利益配当を実施しておりません。内部留保資金につきましては、好調に成長している「医心館事業」への経営資源の積極的な投下を行い、当面は配当性向を5～10%程度、その先では株主への還元を十分考慮するものとして、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行う方針であります。

また、当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。

会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

なお、期末配当の基準日は毎事業年度末日、中間配当の基準日は毎年3月31日とし、このほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 6 名 女性 3 名 (役員のうち女性の比率33.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	—	柴原 慶一	1964年10月 9 日	1990年 4月 1994年 4月 1996年10月 2000年10月 2001年 4月 2002年11月 2010年 5月 2010年 7月 2012年 1月 2013年 1月 2013年 8月 2013年 9月 2013年 9月 2013年 9月 2015年 6月 2016年 9月 2016年10月	J R 東海総合病院(現名古屋セントラル病院)勤務 京都大学医学部勤務 助手就任 コールドスプリングハーバー研究所研究員就任 科学技術振興事業団(現科学技術振興機構) 主任研究員就任 京都大学ウイルス研究所(現京都大学ウイルス・再生医科学研究所) 客員助教授 国立遺伝学研究所 准教授 イーハトーブ病院 名誉院長 岩手県立中央病院 臨時医務嘱託 社会福祉法人大迫 評議員 医療法人大町クリニック 理事長(現在、活動休止中) 光精工株式会社 顧問 社会福祉法人感謝の心 理事長 株式会社光ライフサポート 取締役 医療法人福慈会 理事長 株式会社アンビス設立 代表取締役(現任) 株式会社医心設立 代表取締役 社会福祉法人光塩会 理事 当社設立 代表取締役(現任)	(注) 2	10,000,000 (注) 4
取締役	—	前田 早知子	1959年12月 1 日	1981年 4月 1988年 4月 1995年 4月 2001年 4月 2002年 4月 2003年 8月 2004年 5月 2007年 7月 2009年 4月 2011年 7月 2013年 4月 2017年 8月 2017年 9月 2018年 4月 2018年12月	国立療養所(現独立行政法人国立病院機構)東佐賀病院入職(看護師) 国立別府病院附属看護学校(現独立行政法人国立病院機構熊本医療センター附属大分中央看護学校)専任教員 国立熊本病院(現独立行政法人国立病院機構熊本医療センター)看護師長 国立療養所筑後病院(現独立行政法人国立病院機構大牟田病院)副総看護師長 国立病院九州循環器病センター(現独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター)附属鹿児島看護学校 教育主事 学校法人向陽学園向陽高等学校入職 衛生看護専攻科長 医療法人財団(現一般財団法人)聖十字会西日本病院入職 看護師長・教育担当師長 同会聖ヶ塔病院 看護師長・経営企画室長 財団法人医療・介護・教育研究財団柳川病院入職 副看護部長 学校法人九州アカデミー学園アカデミー看護専門学校入職 専門教員 医療法人同愛会副島病院入職 看護師長就任後看護部長 当社入社 事業戦略本部長 当社 取締役事業戦略本部本部長 株式会社アンビス 取締役 当社 取締役(現任) 株式会社アンビス 取締役医心館運営本部本部長(現任)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	事業戦略 本部 本部長	三橋 秀一	1979年8月14日	2004年12月 2008年7月 2012年4月 2014年3月 2016年5月 2016年10月 2018年1月 2018年9月 2018年12月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 HSKコンサルティング株式会社入社 株式会社リクルート入社 株式会社ウイングル(現株式会社LITALICO)入社 株式会社フォーデジット入社 最高財務責任者CFO 同社 取締役CFO 当社 取締役CFO 当社 取締役経営企画本部本部長 当社 取締役事業戦略本部本部長(現任)	(注) 2	—
取締役	管理本部 本部長	鈴木 しのぶ	1973年12月19日	2001年10月 2009年1月 2010年10月 2015年11月 2017年7月 2018年9月 2018年12月	ワタミ株式会社入社 株式会社インタースペース入社(現ユナイテッド株式会社) 同社 内部監査室長 株式会社BAKE入社 当社入社 経理・コンプライアンス室長 当社 取締役経営管理本部本部長 当社 取締役管理本部本部長(現任)	(注) 2	—
取締役	—	西久保 千賀	1967年10月16日	1985年4月 1994年1月 1997年4月 1999年12月 2007年4月 2014年4月 2015年3月 2016年8月 2017年9月 2018年4月	医療法人福慈会福西胃腸科外科入職 医療法人厚生会奈良厚生会病院入職 百合が丘クリニック入職 医療法人鳳林会榊原白鳳病院入職 医療法人福慈会入職 株式会社アンビス入社 医心館 名張Ⅰ館長 同社医心館 名張Ⅰ・Ⅱ館長 同社医心館第一運営部部長(現任) 当社 取締役(現任) 株式会社アンビス 取締役(現任)	(注) 2	—
取締役	—	牛込 伸隆	1964年9月4日	1989年7月 1995年7月 1996年4月 1997年6月 1998年10月 2001年6月 2004年6月 2005年6月 2005年6月 2005年6月 2005年6月 2005年6月 2019年1月	自治省(現総務省)入省 自治大学校 教授 東京窯業株式会社入社 営業開発本部長 同社 取締役営業開発本部本部長 同社 取締役営業本部副本部長 同社 常務取締役営業本部長 同社 専務取締役営業本部長 TYKアメリカ INC. 代表取締役会長(現任) 明智セラミックス株式会社代表取締役社長(現任) 株式会社ユーセラミック代表取締役社長(現任) 株式会社水野セラミックス代表取締役社長(現任) 豊栄興業株式会社代表取締役社長(現任) 東京窯業株式会社代表取締役社長(現任) 当社 取締役(社外)(現任)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	荒井 亮二	1954年4月20日	1979年4月 2000年6月 2002年6月 2005年6月 2008年4月 2010年4月 2013年3月 2016年9月 2017年1月 2019年2月	農林中央金庫入庫 協同リース株式会社(現JA三井リ ース株式会社)に outward 財務部長 農林中央金庫に帰任 業務監査部 資産監査室長 同庫 市場業務管理部長 農中情報システム株式会社へ転籍 執行役員コンプライアンス統括部 長 同社 執行役員総務部長 アント・キャピタル・パートナ ーズ株式会社 常勤監査役 株式会社アイ・コンセプト入社 株式会社AGSコンサルティング入 社 IPO事業部 当社 常勤監査役(社外)(現任)	(注) 3	—
非常勤 監査役	—	加藤 拓也	1983年6月27日	2009年12月 2012年9月 2017年5月	北勢綜合法律事務所入所 尾西・加藤綜合法律事務所開設 代表パートナー弁護士(現任) 当社 非常勤監査役(社外)(現任)	(注) 3	—
非常勤 監査役	—	松尾 信吉	1969年1月9日	1991年4月 1993年4月 1995年10月 1998年4月 1999年4月 2018年7月 2018年10月 2019年6月 2019年8月	三菱電機株式会社入社 横浜市入庁 太田昭和監査法人(現EY新日本有 限責任監査法人)入所 日本証券業協会に outward 太田昭和監査法人(現EY新日本有 限責任監査法人)に帰任 ネクストリープ株式会社設立 代 表取締役(現任) 当社 非常勤監査役(社外)(現任) 生化学工業株式会社 非常勤監査 役(社外)(現任) 宝印刷株式会社 非常勤監査役 (社外)(現任)	(注) 3	—
計							10,000,000

- (注) 1. 取締役牛込伸隆は、社外取締役であります。
監査役荒井亮二、加藤拓也及び松尾信吉は、社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、2019年7月16日開催の臨時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、2019年7月16日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 代表取締役柴原慶一の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社IDEA, Incが所有する株式数を含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、企業理念(ミッション)「志とビジョンある医療・介護で社会を元気に幸せに」のもと、誠実かつ公正な事業活動を通じて、当社グループの持続的な成長及び発展とその先にある社会全体の幸福に貢献することを目指しております。これを実現していく過程では、株主の権利を重視し、また社会的信頼に応えることが必要であると捉え、コーポレート・ガバナンスの確立と強化が経営上の最重要課題と考えております。

② 企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社は、会社の機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び経営会議を置いています。株主総会が会社の意思決定機関として、取締役会が会社の業務執行の意思決定、業務執行の監督ほかを行う機関として、監査役会が取締役職務の執行を監査する監査役全員によって構成される独立した機関として、経営会議は当社の経営方針や経営戦略など経営に関する重要事項を検討等する機関として、それぞれが責務を全うする体制をとっております。

当社グループは、株主、投資家、サービス利用者、医療機関、行政機関、地域社会・住民、従業員及び取引先等、すべてのステークホルダーの利益と信頼関係に価値をおいております。また、当社では、経営体制及びガバナンス強化を目的として、社外取締役及び社外監査役を招聘しております。この企業統治の体制により、素早い意思決定によりスピード感のある経営を行いつつ、社内外から意見を汲み取ることにより柔軟な事業運営(業務執行)が可能になるものと認識しております。

なお、以下では本書提出日の状況(構成人数など)を記しております。

1 株主総会

当社の株主総会は、株主2名(うち法人株主1名)で構成されております。株主総会は、原則として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。

2 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定時開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。

3 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されております。原則として毎月1回定時開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。

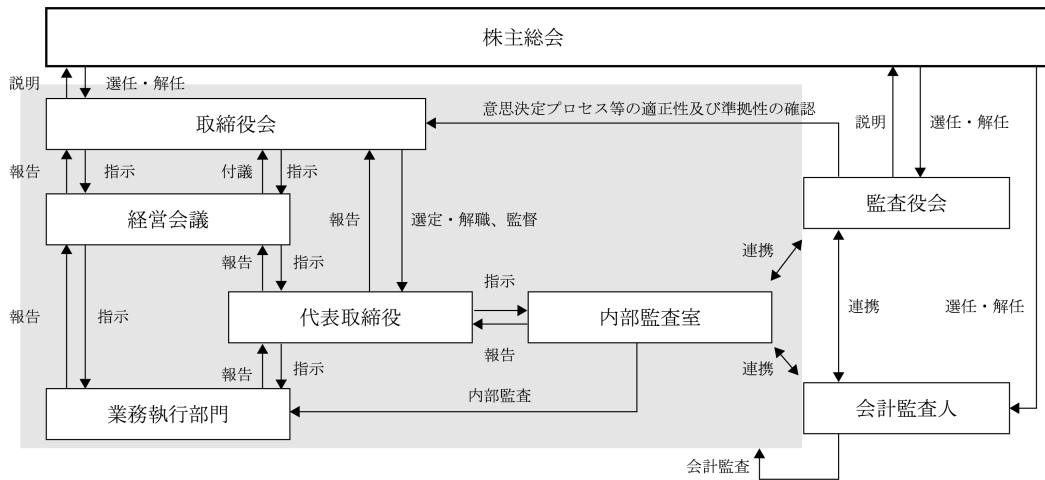
4 経営会議

当社の経営会議は、取締役5名(社外取締役以外)、監査役1名(常勤監査役)及び部長級社員6名で構成されております。原則として毎週定時開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。なお、特に重要な案件では、経営会議で予め十分な検討等を行ったうえで取締役会に付議しており、取締役会における審議の充実と適正な意思決定を確保しております。

b. 会社の機関、内部統制の関係

当社における、会社の機関と内部統制との関係は図5のとおりであります。

図5 会社の機関と内部統制との関係



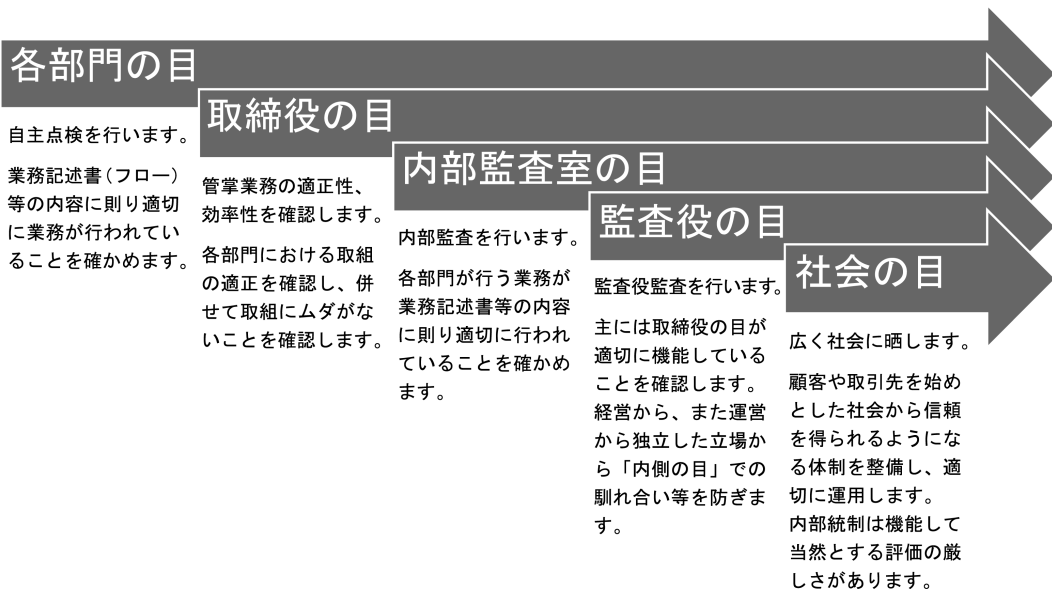
c. 当該体制を採用する理由

当社は、透明性・健全性の向上、及び経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化のため、上記のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。また、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能が重要であると考えており、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している社外取締役及び社外監査役を選任しております。

d. 内部統制システムの整備の状況

当社では、取締役会(2016年10月28日開催)決議により「内部統制規程」を定めました。現在では「内部統制規程」のほか、関連規程類として「取締役会規程」、「監査役会規程」、「監査役規程」及び「内部監査規程」等があります。また、取締役会(2017年10月16日開催)決議により「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。当社の内部統制は、これら規程類や基本方針に従い、また「5つの目」の考え方(図6)を基礎とし、内部統制システムを構築、整備及び運用しております。

図6 内部統制における「5つの目」



当社では、内部統制の目的を、まず「経営の安定化と企業価値の向上」があり、その先では「顧客や市場からの信頼を獲得」を図り、もって企業活動の実現を通じた「社会への貢献」を行うためとしております。より具体的には、以下「4つの目的」があります。

- (1) 業務の有効性と効率性
- (2) 財務報告の信頼性
- (3) 関連法規の遵守
- (4) 資産の保全

また、併せて「6つの基本的要素」があります。

- (1) 統制環境
- (2) リスクの評価と対応
- (3) 統制活動
- (4) 情報と伝達
- (5) モニタリング
- (6) ITへの対応

この「4つの目的」と「6つの基本的要素」から、以下の4点に係る取組を行っております。

- (1) 内部けん制体制の構築(コーポレート・ガバナンス体制の運用)
- (2) リスク評価プロセスの導入(全社/部門統制チェックリストの作成、業務改善目標の設定)
- (3) 規程類(ルール、内規等を含む。)、方針等の策定
- (4) 過誤、リスクへの対応(報告体制をはじめとした経営者が確認可能な実務的な業務体制の確立)

なお、当社では、内部統制の所管部署を経営支援部、内部監査室及び監査役会としておりますが、その取組は全社的に行うべきものとしております。

e. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営状況の定期的な報告や重要案件について、関係部署間で事前協議を行うなど、当社グループとして連携による事業の最適化と業務の適正化に努めております。前述の「内部統制システムに関する基本方針」は、当社グループ全体を対象としたものとなっております。

また、毎週の経営会議において、経営上の重要事項、経営管理体制や業務執行状況について、適宜報告を受けるとともに、適切な助言・指導を行っております。

さらに、当社の監査役及び内部監査室が、定期に、また臨時に監査を実施することにより、子会社の業務の適正を確保するための体制の整備に努めております。

f. 内部監査及び監査役監査の状況

当社では、代表取締役直轄の部門として「内部監査室」を設置し、業務効率化や不正の未然防止をその目的に内部監査を実施しております。内部監査室では、専任者1名をおき、当社の定める「内部監査規程」に基づいて、業務運営と財産管理の実態を調査し、代表取締役に監査報告を行い、業務運営の改善に資する体制を確立しております。

また、監査役は取締役会への出席を通じて、取締役会の意思決定プロセスや決定内容等につき適正性と準拠性を確認しております。取締役の職務執行に併せて担当部門の業務執行を監査することを役割として、日ごろ重要な会議へ出席や書類の閲覧、従業員への聴取を行う等して業務監査と会計監査を実施しております。

さらに、監査役会、会計監査人及び内部監査室の間では、情報共有や意見交換等の相互連携を適宜行っており、効率的かつ効果的な監査を実現しております。

g. 会計監査の状況

当社では、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、補助者として公認会計士4名その他1名で監査業務を実施しております。当社の会計監査を実施した者は、次のとおりであります。

氏名	所属する監査法人	継続監査年数
柴 毅	PwCあらた有限責任監査法人	(注)
飯室 進康	PwCあらた有限責任監査法人	(注)

(注) 継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しています。

h. 社外取締役及び社外監査役

当社では、社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しております。

社外取締役の牛込伸隆は、当社とは異なる業界における上場企業の経営者として、豊かな経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は、当社及び当社の子会社並びに当社及び当社の子会社の取締役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の荒井亮二は、金融業界に永く身を置き、金融(財務)分野に係る豊かな経験と幅広い見識を有しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、同氏は、当社新株予約権100個(20,000株)を所有しておりますが、それ以外に当社及び当社の子会社並びに当社及び当社の子会社の取締役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の加藤拓也は、弁護士として、法律分野に係る豊かな経験と幅広い見識を有しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、同氏は、当社及び当社の子会社並びに当社及び当社の子会社の取締役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の松尾信吉は、公認会計士及び税理士として、会計分野に係る豊かな経験と幅広い見識を有しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、同氏は、当社及び当社の子会社並びに当社及び当社の子会社の取締役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社では、社外取締役及び社外監査役が上場企業の経営者、並びに各分野の専門家としての見識をもって、当社の経営を監視し、外部の目で不当や不正行為をけん制することのほか、将来を見据えて時代の要請を先取りすることを期待し得る体制を確立しております。

なお、当社では、社外取締役及び社外監査役と内部監査室とが連携し、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査を行います。この際に問題点の指摘及び改善策の提案等が行われるよう、これらの役職では可能な限り独立した立場を有することが必要であると考えております。現在、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、その選任に際しては、会社法上の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、経歴や当社との関係性を考慮し、一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できることを条件に、個別に判断しております。

i. リスク管理体制の状況

当社では、「リスク管理規程」を定め、この運用に必要な整備を行い、リスクの防止及び損失の最小化を図っております。当社グループが行う事業に特有であるリスクに対しては「看護介護部会」や「コンプライアンス会議」といった会議体をおき、また事業に特有ではないリスク(事件、事故及び災害)に対しては管理本部が所管しております。例えば、前者では、身体介助に伴う各種ケアによる事故、施設内での感染症の流行、食事提供における食中毒の発生など各種リスクとこれらへの対応をまとめ、「医心館マニュアル」として編纂しております。日ごろ、このマニュアルを基に各施設の管理者や従業員に対して教育・研修が行われております。また、後者では、安全衛生推進者や防火管理者等をおき、従業員に対する教育・研修(訓練を含む。)を行い、そして必要な物品や設備を整えております。前者と後者の別を問わず、週次で行われる経営会議では問題提起され、課題解決するといった取組が定着、習慣化しております。このほか、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士ほか外部の専門家と顧問契約あるいは業務委託契約を締結し、適宜適切な助言と指導を受けられる体制を構築しております。

加えて、「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力による民事介入暴力等に対する措置を講じており、また「内部通報制度運用規程」を定め、不正行為等に関する通報窓口を設置、運用しております。

j. 役員報酬の内容

1 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	44,076	40,140	3,936	—	—	5
社外取締役	200	200	—	—	—	1
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	0
社外監査役	7,188	6,900	288	—	—	3

2 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

3 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬及び監査役の報酬については、株主総会で取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度額を決議しております。取締役の個別の報酬については、役位及び担当職務のほか業績等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。また、監査役の個別の報酬については、監査役会の協議により決定しております。

k. 株式の保有状況

1 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

2 保有目的が純投資以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

3 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)が職務を遂行するにあたり、その能力を十分発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的として、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を、法令の定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

⑤ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

また、監査役は5名以内とする旨、定款に定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑧ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることできる旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	14,500	1,000	18,000	3,000
連結子会社	—	—	—	—
計	14,500	1,000	18,000	3,000

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、株式上場を前提として課題抽出のための予備調査に対する報酬等であります。

(最近連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、内部統制構築・評価に関するアドバイザリー業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」と言います。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」と言います。)に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2016年10月3日から2017年9月30日まで)及び当連結会計年度(2017年10月1日から2018年9月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2016年10月3日から2017年9月30日まで)及び当事業年度(2017年10月1日から2018年9月30日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2018年10月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社では、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、財務・会計専門情報誌の定期購読及び専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 701,569	※2 486,764
売掛金	448,032	716,806
貯蔵品	913	5,522
繰延税金資産	19,035	41,880
その他	88,981	99,441
貸倒引当金	—	△4,239
流動資産合計	1,258,531	1,346,175
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1、※2 256,315	※1、※2 663,516
機械装置及び運搬具（純額）	※1 4,167	※1 7,859
工具、器具及び備品（純額）	※1 31,595	※1 47,633
リース資産（純額）	※1 430,787	※1 831,548
建設仮勘定	3,060	105,342
有形固定資産合計	725,925	1,655,900
無形固定資産		
のれん	73,048	56,508
ソフトウェア	19,616	13,067
その他	936	2,609
無形固定資産合計	93,600	72,185
投資その他の資産		
敷金及び保証金	76,122	267,190
繰延税金資産	—	9,683
その他	4,460	12,352
貸倒引当金	—	△24,000
投資その他の資産合計	80,583	265,225
固定資産合計	900,109	1,993,311
資産合計	2,158,641	3,339,487

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,684	15,351
短期借入金	—	90,060
1年内返済予定の長期借入金	※2 248,606	※2 235,910
リース債務	20,310	28,668
未払金及び未払費用	174,798	278,241
未払法人税等	26,986	162,754
賞与引当金	28,322	62,353
その他	35,423	50,056
流動負債合計	540,131	923,395
固定負債		
長期借入金	※2 866,020	※2 1,051,944
リース債務	428,135	824,400
繰延税金負債	61,859	10,349
資産除去債務	34,747	37,946
その他	47,459	23,834
固定負債合計	1,438,221	1,948,476
負債合計	1,978,353	2,871,871
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
資本剰余金	10,000	10,000
利益剰余金	130,287	417,615
株主資本合計	180,287	467,615
純資産合計	180,287	467,615
負債純資産合計	2,158,641	3,339,487

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2019年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	446,757
売掛金	1,084,260
貯蔵品	2,213
その他	182,488
貸倒引当金	△972
流動資産合計	1,714,747
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	746,345
機械装置及び運搬具（純額）	4,819
工具、器具及び備品（純額）	66,474
リース資産（純額）	2,305,699
土地	523,187
建設仮勘定	271,866
有形固定資産合計	3,918,392
無形固定資産	
のれん	44,104
ソフトウェア	9,408
その他	3,059
無形固定資産合計	56,572
投資その他の資産	
敷金及び保証金	429,989
繰延税金資産	50,774
その他	11,427
貸倒引当金	△24,000
投資その他の資産合計	468,190
固定資産合計	4,443,156
資産合計	6,157,904

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2019年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	23,149
短期借入金	290,000
1年内返済予定の長期借入金	193,219
リース債務	59,531
未払金及び未払費用	396,642
未払法人税等	163,959
賞与引当金	136,595
その他	91,190
流動負債合計	1,354,287
固定負債	
長期借入金	1,550,580
リース債務	2,284,067
繰延税金負債	9,608
資産除去債務	67,802
その他	12,276
固定負債合計	3,924,335
負債合計	5,278,623
純資産の部	
株主資本	
資本金	40,000
資本剰余金	10,000
利益剰余金	829,280
株主資本合計	879,280
純資産合計	879,280
負債純資産合計	6,157,904

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
売上高	1,862,741	3,104,160
売上原価	1,102,301	1,839,121
売上総利益	760,439	1,265,039
販売費及び一般管理費	※1 543,333	※1 837,917
営業利益	217,106	427,121
営業外収益		
受取利息	60	134
補助金収入	5,435	2,929
雑収入	721	5,278
営業外収益合計	6,217	8,342
営業外費用		
支払利息	18,366	20,735
雑損失	5,197	3,044
営業外費用合計	23,564	23,779
経常利益	199,759	411,684
特別利益		
固定資産売却益	※2 74	—
特別利益合計	74	—
特別損失		
固定資産除却損	※3 1,589	※3 8,042
貸倒引当金繰入額	—	24,000
特別損失合計	1,589	32,042
税金等調整前当期純利益	198,244	379,641
法人税、住民税及び事業税	27,481	176,351
法人税等調整額	43,827	△84,037
法人税等合計	71,309	92,313
当期純利益	126,934	287,328
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	126,934	287,328

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
当期純利益	126,934	287,328
包括利益	126,934	287,328
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	126,934	287,328
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
売上高	3,710,739
売上原価	2,211,226
売上総利益	1,499,513
販売費及び一般管理費	898,717
営業利益	600,796
営業外収益	
受取利息	768
補助金収入	4,355
雑収入	4,185
営業外収益合計	9,310
営業外費用	
支払利息	32,714
雑損失	1,797
営業外費用合計	34,511
経常利益	575,594
特別利益	
固定資産売却益	517
特別利益合計	517
税金等調整前四半期純利益	576,112
法人税、住民税及び事業税	164,447
法人税等合計	164,447
四半期純利益	411,665
非支配株主に帰属する四半期純利益	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	411,665

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
四半期純利益	411,665
その他の包括利益	—
四半期包括利益	411,665
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	411,665
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	40,000	10,000	3,352	53,352	53,352
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			126,934	126,934	126,934
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	126,934	126,934	126,934
当期末残高	40,000	10,000	130,287	180,287	180,287

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	40,000	10,000	130,287	180,287	180,287
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			287,328	287,328	287,328
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	287,328	287,328	287,328
当期末残高	40,000	10,000	417,615	467,615	467,615

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	198,244	379,641
減価償却費	67,826	97,048
のれん償却額	9,647	16,539
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,309	34,030
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	4,239
受取利息	△60	△134
支払利息	18,366	20,735
固定資産除却損	1,589	8,042
固定資産売却損益 (△は益)	△74	—
貸倒引当金繰入額	—	24,000
売上債権の増減額 (△は増加)	△218,461	△268,773
貯蔵品の増減額 (△は増加)	△310	△4,608
その他の資産の増減額 (△は増加)	△44,723	△25,789
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,516	9,666
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	73,911	103,312
その他の負債の増減額 (△は減少)	69,617	△8,762
小計	182,398	389,188
利息及び配当金の受取額	60	78
利息の支払額	△18,169	△20,605
法人税等の支払額	△1,498	△40,513
営業活動によるキャッシュ・フロー	162,790	328,148
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△45,287	△759,105
有形固定資産の売却による収入	74	180,920
無形固定資産の取得による支出	△8,383	△6,037
事業譲受による支出	※2 △108,000	—
敷金及び保証金の差入による支出	△41,063	△201,511
敷金及び保証金の回収による収入	11,329	467
定期預金の預入による支出	△65,703	—
定期預金の払戻による収入	—	127,503
その他	△58	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△257,092	△657,764
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△50,000	90,060
長期借入れによる収入	533,000	785,000
長期借入金の返済による支出	△210,446	△611,771
リース債務の返済による支出	△17,560	△20,975
財務活動によるキャッシュ・フロー	254,993	242,313
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	160,692	△87,302
現金及び現金同等物の期首残高	413,374	574,066
現金及び現金同等物の期末残高	※1 574,066	※1 486,764

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社アンビス

株式会社医心

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～27年

機械装置及び運搬具 2～4年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く。)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

その他 15年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わないもの、並びに取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社アンビス

株式会社医心

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～27年

機械装置及び運搬具 2～4年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く。)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

その他 15年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わないもの、並びに取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号、平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	105,746千円	143,500千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
現金及び預金	60,000千円	50,000千円
建物及び構築物	177,434千円	552,174千円
計	237,434千円	602,174千円

	前連結会計年度 (2017年9月30日)	当連結会計年度 (2018年9月30日)
借入金(1年内返済予定を含む。)	424,110千円	603,480千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
採用募集費	96,586千円	115,915千円
人件費	218,477千円	329,814千円

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
機械装置及び運搬具	74千円	—

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
建物及び構築物	1,317千円	—
工具、器具及び備品	272千円	1,359千円
ソフトウェア	—	6,683千円
計	1,589千円	8,042千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,000	45,000	—	50,000

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式数の増加は、株式分割による増加であります。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	50,000	—	—	50,000

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
現金及び預金	701,569千円	486,764千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△127,503千円	—
現金及び現金同等物	574,066千円	486,764千円

※2 現金及び現金同等物を対価とする事業譲受に係る資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

アイリータウン株式会社の事業の一部の譲受により増加した資産及び負債の主な内訳は、次のとおりであります。

流動資産	104,253千円
固定資産	1,141千円
のれん	82,696千円
流動負債	80,091千円
事業譲受の対価	108,000千円
事業譲受により取得した現金及び 現金同等物	—
差引：事業譲受による支出	108,000千円

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、医心館事業における有料老人ホーム等の土地、建物及び設備等であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

1年内	25,720
1年超	382,605
合計	408,325

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、医心館事業における有料老人ホーム等の土地、建物及び設備等であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

1年内	72,927
1年超	845,316
合計	918,243

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に医心館事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金のうち利用者負担分については、利用者の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、概ね1か月以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に施設開設を目的としたものであり、決算日後最長で33年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	701,569	701,569	—
(2) 売掛金	448,032	448,032	—
資産計	1,149,601	1,149,601	—
(1) 買掛金	5,684	5,684	—
(2) 未払金及び未払費用	174,798	174,798	—
(3) 長期借入金(※1)	1,114,626	1,086,782	△27,843
(4) リース債務(※1)	448,445	400,120	△48,324
負債計	1,743,555	1,667,387	△76,168

(※1) 長期借入金、リース債務には、1年内返済予定分を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、及び(2) 未払金及び未払費用

これらはすべて短期で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、及び(4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2017年9月30日)
敷金及び保証金	76,112

敷金及び保証金のうち、償還時期を予測できないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	701,569	—	—	—
売掛金	448,032	—	—	—
合計	1,149,601	—	—	—

(注4) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	248,606	250,766	234,140	162,683	84,121	134,310
リース債務	20,310	20,621	21,046	18,604	14,889	352,973
合計	268,916	271,387	255,186	181,287	99,010	487,283

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に医心館事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金のうち利用者負担分については、利用者の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は医心館事業に係る賃貸借契約に伴い差し入れたものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、概ね1か月以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に施設開設を目的としたものであり、決算日後最長で34年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権、敷金及び保証金について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	486,764	486,764	—
(2) 売掛金	716,806		
貸倒引当金(※1)	△4,239		
	712,566	712,566	—
(3) 敷金及び保証金	79,405	78,769	△635
資産計	1,278,736	1,278,101	△635
(1) 買掛金	15,351	15,351	—
(2) 未払金及び未払費用	278,241	278,241	—
(3) 短期借入金	90,060	90,060	—
(4) 長期借入金(※2)	1,287,854	1,252,836	△35,018
(5) リース債務(※2)	853,069	744,319	△108,749
負債計	2,524,576	2,380,809	△143,767

(※1) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金、リース債務には、1年内返済予定分を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

償還時期を予測することができる敷金及び保証金の時価については、国債の利回り等、適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び未払費用、及び(3) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、及び(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2018年9月30日)
敷金及び保証金(※1)	187,784
貸倒引当金(※2)	△24,000
合計	163,784

(※1) 敷金及び保証金のうち、償還時期を予測できないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 敷金及び保証金」には含めておりません。

(※2) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	486,764	—	—	—
売掛金	716,806	—	—	—
敷金及び保証金	2,346	9,584	12,439	55,033
合計	1,205,917	9,584	12,439	55,033

(注4) 短期借入金、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	90,060	—	—	—	—	—
長期借入金	235,910	236,612	185,593	136,199	243,656	249,884
リース債務	28,668	29,298	27,266	23,699	21,882	722,254
合計	354,638	265,910	212,859	159,898	265,538	972,138

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2017年4月11日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員7名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 180,000株
付与日	2017年5月8日
権利確定条件	当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、権利行使日に当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあること。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2019年5月1日～2027年3月31日

	第2回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2017年8月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員17名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 116,000株
付与日	2017年9月26日
権利確定条件	当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、権利行使日に当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあること。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2019年9月23日～2027年3月31日

(注)株式数に換算して記載しております。なお、当社は2017年5月26日開催の取締役会決議により、2017年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき10株、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日を効力発生日として普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、当該株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2017年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2017年7月1日付で普通株式1株につき10株、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年4月11日	2017年8月25日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	180,000	116,000
失効	14,000	—
権利確定	—	—
未確定残	166,000	116,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年4月11日	2017年8月25日
権利行使価格(円)(注)	8	8
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(株)	—	—

(注)当社は2017年5月26日開催の取締役会決議により、2017年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき10株、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日を効力発生日として普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の価格により記載しております。

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式会社であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、時価純資産法により算定しております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千万円

② 当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千万円

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2017年4月11日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員 7名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 180,000株
付与日	2017年5月8日
権利確定条件	当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、権利行使日に当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあること。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2019年5月1日～2027年3月31日

	第2回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2017年8月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員17名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 116,000株
付与日	2017年9月26日
権利確定条件	当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、権利行使日に当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあること。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2019年9月23日～2027年3月31日

	第3回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2018年7月3日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員28名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 209,000株
付与日	2018年7月23日
権利確定条件	当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、権利行使日に当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあること。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2021年7月25日～2028年6月30日

	第4回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2018年7月3日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社監査役1名 当社従業員 13名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 72,000株
付与日	2018年9月25日
権利確定条件	当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、権利行使日に当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員及び当社連結子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員並びに社外協力者としての地位のいずれかにあること。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2021年7月25日～2028年6月30日

(注)株式数に換算して記載しております。なお、当社は2017年5月26日開催の取締役会決議により、2017年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき10株、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日を効力発生日として普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、当該株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2018年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2017年7月1日付で普通株式1株につき10株、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年4月11日	2017年8月25日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	166,000	116,000
付与	—	—
失効	144,000	24,000
権利確定	—	—
未確定残	22,000	92,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年7月3日	2018年7月3日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	209,000	72,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年4月11日	2017年8月25日
権利行使価格(円)(注)	8	8
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(株)	—	—

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年7月3日	2018年7月3日
権利行使価格(円)(注)	48	48
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(株)	—	—

(注)当社は2017年5月26日開催の取締役会決議により、2017年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき10株、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日を効力発生日として普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の価格により記載しております。

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、時価純資産法及び類似業種比準価額法の折衷法により算定しております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千元
- ② 当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千元

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,749千円
賞与引当金	9,447千円
未払社会保険料	1,417千円
未払金	7,952千円
資産除去債務	12,022千円
繰延消費税	7,065千円
その他	671千円
繰延税金資産小計	41,325千円
評価性引当額	△12,607千円
繰延税金資産合計	28,718千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△11,252千円
特別償却準備金	△60,289千円
繰延税金負債合計	△71,542千円
繰延税金資産純額	△42,824千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	19,035千円
固定負債－繰延税金負債	61,859千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	17,004千円
賞与引当金	21,508千円
未払社会保険料	3,366千円
資産除去債務	11,756千円
未払金	5,421千円
繰延消費税	5,347千円
その他	995千円
繰延税金資産小計	65,401千円
評価性引当額	△12,751千円
繰延税金資産合計	52,649千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△11,435千円
繰延税金負債合計	△11,435千円
繰延税金資産純額	41,213千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	41,880千円
固定資産－繰延税金資産	9,683千円
固定負債－繰延税金負債	10,349千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
住民税均等割	0.5%
所得拡大促進税制による税額控除	△6.7%
中小法人軽減税率	△1.4%
評価性引当金の増減	△2.0%
その他	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.3%

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

(共通支配下の取引等)

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：株式会社アンビス

事業の内容：訪問看護・訪問介護事業及びそれらに付随する業務

② 企業結合日

2016年10月3日

③ 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

④ 結合後企業の名称

株式会社アンビスホールディングス

⑤ その他取引の概要に関する事項

グループ各社の特長・強みの発揮に向け、連携を一層強化し、将来の様々な環境変化やリスクに適切に対応するために、持株会社体制へ移行し新たなグループ経営管理体制を構築することを目的として、株式会社アンビスホールディングスを設立しました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号、平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号、平成25年9月13日)に基づき、「共通支配下の取引等」として処理しております。

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：アイリータウン株式会社

事業の内容：住宅型有料老人ホームや訪問介護・居宅介護支援事業を手がけるアイリータウン都筑に関する事業

② 企業結合を行った主な理由

医心館事業の成長を目的として、アイリータウン株式会社よりアイリータウン都筑に関する事業を取得いたしました。

③ 企業結合日

2017年3月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社アンビスが、現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている本事業の業績の期間

2017年3月1日から2017年9月30日まで

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	108,000	千円
取得原価		108,000	千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

82,696千円

② 発生原因

期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	104,253千円
固定資産	1,141千円
資産合計	105,395千円
流動負債	80,091千円
負債合計	80,091千円

(6) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

医心館事業に係る不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸物件ごとの主要な固定資産の償却期間として見積もり、割引率は耐用年数に応じた国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しています。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	34,587千円
時の経過による調整額	159千円
期末残高	34,747千円

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

医心館事業に係る不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸物件ごとの主要な固定資産の償却期間として見積もり、割引率は耐用年数に応じた国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しています。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	34,747千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	34,246千円
有形固定資産の売却に伴う減少額	△31,276千円
時の経過による調整額	230千円
期末残高	37,946千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

当社グループは、医心館事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当社グループは、医心館事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
三重県国民健康保険団体連合会	392,413
愛知県国民健康保険団体連合会	256,857
岩手県国民健康保険団体連合会	253,223

(注) 当社グループは、医心館事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
三重県国民健康保険団体連合会	511,133
神奈川県国民健康保険団体連合会	425,279
埼玉県国民健康保険団体連合会	386,546
岩手県国民健康保険団体連合会	374,020
愛知県国民健康保険団体連合会	331,720
社会保険診療報酬支払基金	309,882

(注) 当社グループは、医心館事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

当社グループは、医心館事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当社グループは、医心館事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	柴原 慶一	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接30 間接70	—	借入に対する 債務被保証(注1)	1,114,626	—	—
							不動産賃貸 借契約に対 する債務被 保証(注2)	22,115	—	—

- (注) 1 柴原慶一氏が連帯保証人となり、担保として同氏保有の定期預金を差し入れております。金銭消費貸借契約に伴う連帯保証については、保証料の支払いは行っておりません。
- 2 不動産賃貸借契約に基づく債務について柴原慶一氏より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の被債務保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- 3 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	柴原 慶一	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接30 間接70	—	借入に対する 債務被保証(注1)	839,624	—	—
							不動産賃貸 借契約に対する 債務被保証(注2)	23,887	—	—

- (注) 1 柴原慶一氏が連帯保証人となっております。金銭消費貸借契約に伴う連帯保証については、保証料の支払いは行っておりません。
- 2 不動産賃貸借契約に基づく債務について柴原慶一氏より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の被債務保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- 3 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
1株当たり純資産額	18.02円	46.76円
1株当たり当期純利益	12.69円	28.73円

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
- 2 当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき10株、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 3 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	126,934	287,328
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	126,934	287,328
普通株式の期中平均株式数(株)	10,000,000	10,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数141個)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権の数1,462個)。なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- 4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)	当連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	180,287	467,615
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	180,287	467,615
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10,000,000	10,000,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2019年4月15日の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社医心を吸収合併することを決議いたしました。当該決議内容にしたがって、2019年6月1日付で当該連結子会社の合併を実施しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(結合企業)

名称 株式会社アンビスホールディングス
事業の内容 老人ホーム等の運営及び経営に係るコンサルティング
老人ホーム等の用に供するための土地及び建物に係る賃借

(被結合企業)

名称 株式会社医心
事業の内容 介護用品、生活用品の販売
老人ホーム等の用に供するための土地及び建物に係る賃借

(2) 企業結合日

2019年6月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社医心は解散いたしました。

(4) 結合後企業の名称

株式会社アンビスホールディングス

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループを取り巻く事業環境の変化に対応するため、当社グループにおける老人ホーム等の用に供するための土地及び建物に係る賃借事業の経営効率化を図り、経営資源を集中すること等を目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

(新株予約権の発行)

当社は、2019年6月17日開催の臨時株主総会において決議いたしました「当社子会社等の従業員にストックオプションとして新株予約権を発行する件」について、2019年6月26日開催の当社取締役会において、新株予約権の割当を行うことを決議いたしました。

その概略は以下のとおりです。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 新株予約権の発行日 | 2019年6月28日 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 739個(新株予約権1個につき普通株式1株) |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 金額の払込みを要しない |
| 4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式 739株 |

5. 新株予約権の行使についての払込金額	1株につき126,200円
6. 新株予約権の行使期間	2022年7月1日～2029年5月31日
7. 新株予約権の割当対象者及び割当数	当社の監査役1名 当社子会社等の従業員82名

(注)2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、当項目は分割前の内容で記載しております。

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2019年7月10日開催の取締役会において、2019年7月31日を効力発生日として株式分割を行うことを決議しております。また、2019年7月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と、投資家層の拡大を目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2019年7月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、200株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	50,000株
今回の分割により増加する株式数	9,950,000株
株式分割後の発行済株式総数	10,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2019年7月12日
基準日	2019年7月30日
効力発生日	2019年7月31日

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結会計期間において、当社の連結子会社である株式会社医心は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)	
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)	
減価償却費	120,315千円
のれんの償却額	12,404千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、医心館事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2019年4月15日の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社医心を吸収合併することを決議いたしました。当該決議内容にしたがって、2019年6月1日付で当該連結子会社の合併を実施しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(結合企業)

名称 株式会社アンビスホールディングス
事業の内容 老人ホーム等の運営及び経営に係るコンサルティング
老人ホーム等の用に供するための土地及び建物に係る賃借

(被結合企業)

名称 株式会社医心
事業の内容 介護用品、生活用品の販売
老人ホーム等の用に供するための土地及び建物に係る賃借

(2) 企業結合日

2019年6月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社医心は解散いたしました。

(4) 結合後企業の名称

株式会社アンビスホールディングス

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループを取り巻く事業環境の変化に対応するため、当社グループにおける老人ホーム等の用に供するための土地及び建物に係る賃借事業の経営効率化を図り、経営資源を集中すること等を目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり四半期純利益	41.16円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	411,665
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	411,665
普通株式の期中平均株式数(株)	10,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	(注)3

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、期首に行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算出しております。

3. 新株予約権1種類(新株予約権の数739個)があります。

なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2019年7月10日開催の取締役会において、2019年7月31日を効力発生日として株式分割を行うことを決議しております。また、2019年7月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と、投資家層の拡大を目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2019年7月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、200株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	50,000株
今回の分割により増加する株式数	9,950,000株
株式分割後の発行済株式総数	10,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	40,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2019年7月12日
基準日	2019年7月30日
効力発生日	2019年7月31日

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	90,060	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	248,606	235,910	0.8%	—
1年以内に返済予定のリース債務	20,310	28,668	2.2%	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	866,020	1,051,944	0.8%	2019年10月 ～2030年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	428,135	824,400	2.2%	2020年10月 ～2052年9月
合計	1,563,071	2,230,984	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	236,612	185,593	136,199	243,656
リース債務	29,298	27,266	23,699	21,882

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	34,747	34,476	31,276	37,946

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,845	23,838
未収消費税等	—	30,937
関係会社未収入金	2,051	27,973
繰延税金資産	—	741
その他	95	10,550
流動資産合計	4,992	94,042
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	—	616,897
工具、器具及び備品（純額）	—	3,167
建設仮勘定	—	90,060
有形固定資産合計	—	710,125
無形固定資産		
ソフトウェア	—	3,638
その他	—	1,743
無形固定資産合計	—	5,381
投資その他の資産		
関係会社株式	59,500	59,500
敷金及び保証金	—	48,872
投資その他の資産合計	59,500	108,372
固定資産合計	59,500	823,878
資産合計	64,492	917,921

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1 15,000	90,060
1年内返済予定の長期借入金	—	48,760
未払金及び未払費用	13,457	34,863
未払法人税等	165	1,560
預り金	4,163	5,913
賞与引当金	1,176	1,639
その他	2,393	1,800
流動負債合計	36,355	184,596
固定負債		
長期借入金	—	554,720
繰延税金負債	—	10,349
資産除去債務	—	34,321
固定負債合計	—	599,392
負債合計	36,355	783,988
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△21,863	83,932
利益剰余金合計	△21,863	83,932
株主資本合計	28,136	133,932
純資産合計	28,136	133,932
負債純資産合計	64,492	917,921

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
営業収益	※1 38,760	※1 408,414
営業原価	—	24,971
営業総利益	38,760	383,442
販売費及び一般管理費	※1、※2 60,408	※1、※2 263,777
営業利益又は営業損失(△)	△21,648	119,665
営業外収益		
受取利息	0	0
その他	0	2
営業外収益合計	0	2
営業外費用		
支払利息	50	2,607
その他	—	95
営業外費用合計	50	2,703
経常利益又は経常損失(△)	△21,698	116,964
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△21,698	116,964
法人税、住民税及び事業税	165	1,560
法人税等調整額	—	9,608
法人税等合計	165	11,169
当期純利益又は当期純損失(△)	△21,863	105,795

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	40,000	10,000	10,000	—	—	50,000	50,000
当期変動額							
当期純損失(△)				△21,863	△21,863	△21,863	△21,863
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	—	—	—	△21,863	△21,863	△21,863	△21,863
当期末残高	40,000	10,000	10,000	△21,863	△21,863	28,136	28,136

当事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	40,000	10,000	10,000	△21,863	△21,863	28,136	28,136
当期変動額							
当期純利益				105,795	105,795	105,795	105,795
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	—	—	—	105,795	105,795	105,795	105,795
当期末残高	40,000	10,000	10,000	83,932	83,932	133,932	133,932

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号、2016年3月28日)を当事業年度から適用しております。

当事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～27年

工具、器具及び備品 3～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

その他 15年

3 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年9月30日)	当事業年度 (2018年9月30日)
短期借入金	15,000千円	—

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
営業取引による取引高		
営業収益	38,760千円	408,414千円
出向負担金(注)	△62,167千円	△24,466千円

(注) 関係会社からの出向負担金収入は、販売費及び一般管理費の出向負担金において(△)表示しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)	当事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)
人件費	51,567千円	144,866千円
広告宣伝費	—千円	45,742千円
業務委託費	5,546千円	42,667千円
おおよその割合		
販売費	—%	17.3%
一般管理費	100.0%	82.7%

(有価証券関係)

前事業年度(2017年9月30日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	2017年9月30日
子会社株式	59,500
計	59,500

当事業年度(2018年9月30日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	2018年9月30日
子会社株式	59,500
計	59,500

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	409千円
未払社会保険料	61千円
繰越欠損金	7,080千円
繰延税金資産小計	7,550千円
評価性引当額	△7,550千円
繰延税金資産合計	一千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	124千円
賞与引当金	501千円
未払社会保険料	115千円
資産除去債務	10,502千円
その他	653千円
繰延税金資産小計	11,897千円
評価性引当額	△11,155千円
繰延税金資産合計	741千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△10,349千円
繰延税金負債合計	△10,349千円
繰延税金負債純額	△9,608千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
住民税均等割	0.2%
受取配当金益金不算入	△27.7%
所得拡大促進税制による税額控除	△0.2%
中小法人軽減税率	△0.8%
評価性引当金の増減	3.1%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.5%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

共通支配下の取引等

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2016年10月3日 至 2017年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物及び構築物	—	631,784	—	631,784	14,886	14,886	616,897
工具、器具及び備品	—	3,700	—	3,700	533	533	3,167
建設仮勘定	—	743,221	653,161	90,060	—	—	90,060
有形固定資産計	—	1,378,706	653,161	725,544	15,419	15,419	710,125
ソフトウェア	—	3,700	—	3,700	61	61	3,638
その他	—	1,794	—	1,794	51	51	1,743
無形固定資産計	—	5,494	—	5,494	113	113	5,381

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	1,176	1,639	1,176	1,639

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店 (注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法より行う。 公告掲載URL https://www.amvis.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため金融商品取引法第24条の7第1項に規定される親会社等の適用がありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年2月28日	柴原 佳子	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)(子会社取締役)	柴原 慶一	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社代表取締役)	500	7,108,000 (14,216.0) (注)4	所有者の事情による
2017年9月27日	柴原 慶一	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社の代表取締役)	株式会社IDEA, Inc 代表取締役 柴原 慶一	愛知県名古屋市長名東区亀の井三丁目66番地	特別利害関係者等(当社代表取締役に総株主等の議決権の過半数を所有している会社)	35,000	49,756,000 (1,421.6) (注)4	資産管理会社への譲渡のため

(注) 1. 当社は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2016年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。

時価純資産法により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 2017年5月26日開催の取締役会決議により、2017年7月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、また、2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、2017年7月1日より前の株式等の移動にかかる上記「移動株数」及び「価格(単価)」については、2017年7月1日付及び2019年7月31日付の株式分割前の数値で、2017年7月1日以降の株式等の移動にかかる「移動株数」及び「価格(単価)」については、2019年7月31日付の株式分割前の数値で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2017年5月8日	2017年9月26日
種類	第1回新株予約権 (役員及び従業員用)	第2回新株予約権 (役員及び従業員用)
発行数	90株(注)5、6	580株(注)6
発行価格	14,216円(注)3、5、6	1,422円(注)3、6
資本組入額	7,108円(注)5、6	711円(注)6
発行価額の総額	1,279,440円	824,760円
資本組入額の総額	639,720円	412,380円
発行方法	2017年4月10日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(役員及び従業員用ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2017年4月10日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(役員及び従業員用ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

項目	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2018年7月23日	2018年9月25日
種類	第3回新株予約権 (役員及び従業員用)	第4回新株予約権 (役員及び従業員用)
発行数	1,045株(注)6	360株(注)6
発行価格	9,417円(注)3、6	9,417円(注)3、6
資本組入額	4,709円(注)6	4,709円(注)6
発行価額の総額	9,840,765円	3,390,120円
資本組入額の総額	4,920,905円	1,695,240円
発行方法	2018年7月3日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(役員及び従業員用ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2018年7月3日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(役員及び従業員用ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

項目	新株予約権⑤
発行年月日	2019年6月28日
種類	第5回新株予約権 (役員及び従業員用)
発行数	739株(注)6
発行価格	126,200円(注)3、6
資本組入額	63,100円(注)6
発行価額の総額	93,261,800円
資本組入額の総額	46,630,900円
発行方法	2019年6月17日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(役員及び従業員用ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2018年9月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 安定株主との関係強化を目的としたもので、発行価格は純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、本書の「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」を参照ください。
5. 2017年5月26日開催の取締役会決議により、2017年7月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」「発行価格」及び「資本組入額」は株式分割前の「発行数」「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。
6. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」「発行価格」及び「資本組入額」は株式分割前の「発行数」「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。
7. 新株予約権①については、退職等により取締役1名従業員5名158,000株分(分割後)の権利が喪失しております。
8. 新株予約権②については、退職等により監査役1名従業員5名30,000株分(分割後)の権利が喪失しております。
9. 新株予約権③については、退職等により従業員7名61,000株分(分割後)の権利が喪失しております。
10. 新株予約権④については、退職等により監査役1名従業員1名11,000株分(分割後)の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
西久保 千賀	三重県名張市	会社員	7	99,512 (14,216)	当社従業員 (注)4
矢羽々 久美子	岩手県盛岡市	会社員	4	56,864 (14,216)	当社従業員

- (注) 1. 権利を喪失したものにつきましては記載しておりません。
 2. 2017年5月26日開催の取締役会決議により、2017年7月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。
 3. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。
 4. 西久保千賀は、本書提出日現在において、当社の取締役であり、特別利害関係者等であります。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
前田 早知子	埼玉県さいたま市浦和区	会社役員	100	142,200 (1,422)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
鈴木 しのぶ	千葉県浦安市	会社員	40	56,880 (1,422)	当社従業員 (注)3
内海 理絵	神奈川県川崎市幸区	会社員	40	56,880 (1,422)	当社従業員
八島 美奈子	岩手県紫波郡紫波町	会社員	40	56,880 (1,422)	当社従業員
吉村 政二郎	東京都台東区	会社員	40	56,880 (1,422)	当社従業員
高橋 宏明	愛知県名古屋市中区	会社員	40	56,880 (1,422)	当社従業員
矢羽々 久美子	岩手県盛岡市	会社員	30	42,660 (1,422)	当社従業員
岩村 祐輔	東京都北区	会社員	20	28,440 (1,422)	当社従業員
齊藤 和美	三重県名張市	会社員	20	28,440 (1,422)	当社従業員
中谷 総子	三重県名張市	会社員	20	28,440 (1,422)	当社従業員
箕成 ひと美	三重県名張市	会社員	20	28,440 (1,422)	当社従業員
竹腰 幸子	埼玉県蓮田市	会社員	10	14,220 (1,422)	当社従業員
藤田 由紀子	岩手県紫波郡紫波町	会社員	10	14,220 (1,422)	当社従業員

- (注) 1. 権利を喪失したものにつきましては記載しておりません。
 2. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。
 3. 鈴木しのぶは、本書提出日現在において、当社の取締役であり、特別利害関係者等であります。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
三橋 秀一	東京都杉並区	会社役員	200	1,883,400 (9,417)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
瀧上 真悟	千葉県市川市	会社員	100	941,700 (9,417)	当社従業員
渡邊 裕之	埼玉県さいたま市緑区	会社員	100	941,700 (9,417)	当社従業員
山口 真吾	東京都練馬区	会社員	100	941,700 (9,417)	当社従業員
吉村 政二郎	東京都台東区	会社員	60	565,020 (9,417)	当社従業員
前田 早知子	埼玉県さいたま市浦和区	会社役員	50	470,850 (9,417)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
八島 美奈子	岩手県紫波郡紫波町	会社員	30	282,510 (9,417)	当社従業員
澤田 莉冴	東京都墨田区	会社員	15	141,255 (9,417)	当社従業員
川本 智之	東京都日野市	会社員	10	94,170 (9,417)	当社従業員
尾崎 修作	愛知県名古屋市中村区	会社員	10	94,170 (9,417)	当社従業員
岩村 祐輔	東京都北区	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
齊藤 和美	三重県名張市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
門屋 久美子	岩手県盛岡市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
箕成 ひと美	三重県名張市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
大竹 護	埼玉県新座市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
杉本 一将	三重県四日市市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
岸本 貴久代	三重県四日市市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
吉田 高広	愛知県一宮市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
畠山 三枝	岩手県盛岡市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
清水 直子	岩手県盛岡市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
新地 美香	東京都板橋区	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
小迫 優樹	埼玉県越谷市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
中谷 総子	三重県名張市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員

- (注) 1. 権利を喪失したものにつきましては記載しておりません。
 2. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
鈴木 しのぶ	千葉県浦安市	会社役員	110	1,035,870 (9,417)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
西久保 千賀	三重県名張市	会社役員	50	470,850 (9,417)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
川本 智之	東京都日野市	会社員	40	376,680 (9,417)	当社従業員
加藤 雄馬	東京都江東区	会社員	15	141,255 (9,417)	当社従業員
尾崎 修作	愛知県名古屋市中村区	会社員	15	141,255 (9,417)	当社従業員
押川 あゆみ	神奈川県横浜市青葉区	会社員	15	141,255 (9,417)	当社従業員
内海 理絵	神奈川県川崎市幸区	会社員	10	94,170 (9,417)	当社従業員
岩村 祐輔	東京都北区	会社員	10	94,170 (9,417)	当社従業員
大和田 陽子	千葉県千葉市緑区	会社員	10	94,170 (9,417)	当社従業員
澤田 莉苒	東京都墨田区	会社員	10	94,170 (9,417)	当社従業員
門屋 久美子	岩手県盛岡市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
児島 麻衣	愛知県あま市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
川口 千恵子	愛知県稲沢市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員
久米 委美	愛知県あま市	会社員	5	47,085 (9,417)	当社従業員

- (注) 1. 権利を喪失したものにつきましては記載しておりません。
 2. 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
荒井 亮二	東京都文京区	会社役員	100	12,620,000 (126,200)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
手島 美由紀	神奈川県川崎市川崎区	会社員	50	6,310,000 (126,200)	当社従業員
八島 美奈子	岩手県紫波郡紫波町	会社員	30	3,786,000 (126,200)	当社従業員
福田 義久	岐阜県岐阜市	会社員	25	3,155,000 (126,200)	当社従業員
高原 弘子	埼玉県新座市	会社員	25	3,155,000 (126,200)	当社従業員
増井 省吾	東京都葛飾区	会社員	20	2,524,000 (126,200)	当社従業員
平田 さやか	東京都世田谷区	会社員	20	2,524,000 (126,200)	当社従業員
平尾 朋子	岐阜県岐阜市	会社員	15	1,893,000 (126,200)	当社従業員
新井 則子	埼玉県幸手市	会社員	15	1,893,000 (126,200)	当社従業員
岩村 祐輔	東京都北区	会社員	15	1,893,000 (126,200)	当社従業員
齊藤 和美	三重県名張市	会社員	15	1,893,000 (126,200)	当社従業員
大和田 陽子	千葉県千葉市緑区	会社員	15	1,893,000 (126,200)	当社従業員
福田 麻美	東京都大田区	会社員	15	1,893,000 (126,200)	当社従業員
澤田 莉苒	東京都墨田区	会社員	15	1,893,000 (126,200)	当社従業員
佐藤 早苗	神奈川県逗子市	会社員	15	1,893,000 (126,200)	当社従業員
角田 麻紀子	神奈川県藤沢市	会社員	15	1,893,000 (126,200)	当社従業員
藤平 潤子	埼玉県さいたま市見沼区	会社員	15	1,893,000 (126,200)	当社従業員
茂木 俊知	埼玉県さいたま市緑区	会社員	15	1,893,000 (126,200)	当社従業員
佐々木 史子	東京都江東区	会社員	15	1,893,000 (126,200)	当社従業員
倉上 啓	神奈川県川崎市中原区	会社員	15	1,893,000 (126,200)	当社従業員
竹内 一馬	神奈川県川崎市幸区	会社員	15	1,893,000 (126,200)	当社従業員
山邊 久子	埼玉県さいたま市南区	会社員	10	1,262,000 (126,200)	当社従業員
菊市 ゆかり	新潟県新潟市江南区	会社員	10	1,262,000 (126,200)	当社従業員
山元 芳子	栃木県宇都宮市	会社員	10	1,262,000 (126,200)	当社従業員
尾崎 静香	東京都品川区	会社員	10	1,262,000 (126,200)	当社従業員
田口 明美	埼玉県白岡市	会社員	10	1,262,000 (126,200)	当社従業員
白鳥 恵	東京都中央区	会社員	10	1,262,000 (126,200)	当社従業員
鈴木 隼人	栃木県鹿沼市	会社員	10	1,262,000 (126,200)	当社従業員
新地 美香	東京都板橋区	会社員	10	1,262,000 (126,200)	当社従業員
鈴木 メリアン	東京都多摩市	会社員	10	1,262,000 (126,200)	当社従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
平田 藍子	愛知県名古屋港区	会社員	10	1,262,000 (126,200)	当社従業員
田村 政子	千葉県柏市	会社員	10	1,262,000 (126,200)	当社従業員
千葉 桂奈子	神奈川県横浜市南区	会社員	10	1,262,000 (126,200)	当社従業員
渡辺 昌英	東京都中野区	会社員	5	631,000 (126,200)	当社従業員
鍋田 美幸	新潟県新潟市中央区	会社員	5	631,000 (126,200)	当社従業員
石川 記代子	神奈川県横浜市港北区	会社員	5	631,000 (126,200)	当社従業員
渊上 美和子	愛知県名古屋市中区	会社員	5	631,000 (126,200)	当社従業員
築瀬 昭子	神奈川県相模原市中央区	会社員	5	631,000 (126,200)	当社従業員
渡邊 幸子	岩手県盛岡市	会社員	5	631,000 (126,200)	当社従業員
小畑 静香	栃木県宇都宮市	会社員	5	631,000 (126,200)	当社従業員
新井田 諭	神奈川県横浜市都筑区	会社員	5	631,000 (126,200)	当社従業員
福地 彩乃	神奈川県川崎市宮前区	会社員	5	631,000 (126,200)	当社従業員
増子 信子	栃木県宇都宮市	会社員	5	631,000 (126,200)	当社従業員
杉本 一将	三重県四日市市	会社員	5	631,000 (126,200)	当社従業員
柴谷 亜加音	東京都荒川区	会社員	4	504,800 (126,200)	当社従業員
西山 和樹	埼玉県さいたま市南区	会社員	4	504,800 (126,200)	当社従業員
中村 静	埼玉県さいたま市見沼区	会社員	4	504,800 (126,200)	当社従業員
赤嶺 彰吾	埼玉県所沢市	会社員	4	504,800 (126,200)	当社従業員
佐野 祥	東京都東久留米市	会社員	3	378,600 (126,200)	当社従業員
七夕 弘明	東京都台東区	会社員	3	378,600 (126,200)	当社従業員
細川 加奈子	岩手県紫波郡紫波町	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
永井 美香	三重県名張市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
井上 怜子	三重県伊賀市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
杉野 厚子	三重県名張市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
西浦 貴代	三重県伊賀市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
牧野 芳美	三重県名張市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
西城 律子	三重県名張市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
谷 純恵	三重県伊賀市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
堀永 不二子	三重県名張市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
真鍋 舞	三重県名張市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
中島 裕太	三重県名張市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
宮崎 智生	三重県伊賀市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
安藤 ひとみ	三重県名張市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
長川 亜裕美	三重県名張市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
山本 夕貴	三重県伊賀市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
横田 円	三重県名張市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
村上 暁	三重県名張市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
鈴木 浮子	三重県津市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
児島 麻衣	愛知県あま市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
川口 千恵子	愛知県稲沢市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
久米 委美	愛知県あま市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
伊藤 七月	埼玉県川口市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
宮原 絵津子	神奈川県横浜市都筑区	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
下田 朋香	神奈川県川崎市宮前区	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
村上 朋美	神奈川県川崎市高津区	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
安富 直美	神奈川県横浜市中区	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
上村 純子	栃木県宇都宮市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
梨本 瞳	新潟県新潟市中央区	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
大木 美智子	埼玉県桶川市	会社員	2	252,400 (126,200)	当社従業員
水内 佐知子	神奈川県横浜市金沢区	会社員	1	126,200 (126,200)	当社従業員
本間 千穂	千葉県船橋市	会社員	1	126,200 (126,200)	当社従業員
池田 麻美	東京都世田谷区	会社員	1	126,200 (126,200)	当社従業員
伊藤 知香	東京都狛江市	会社員	1	126,200 (126,200)	当社従業員

(注) 2019年7月10日開催の取締役会決議により、2019年7月31日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割考慮前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を 除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
株式会社 I D E A, Inc	(注) 3. 7.	愛知県名古屋市長区亀の井三丁目66番地	7,000,000	66.89
柴原 慶一	(注) 3. 4.	東京都港区	3,000,000	28.67
三橋 秀一	(注) 5.	東京都杉並区	40,000 (40,000)	0.38 (0.38)
前田 早知子	(注) 5.	埼玉県さいたま市浦和区	30,000 (30,000)	0.29 (0.29)
鈴木 しのぶ	(注) 5.	千葉県浦安市	30,000 (30,000)	0.29 (0.29)
西久保 千賀	(注) 5.	三重県名張市	24,000 (24,000)	0.23 (0.23)
荒井 亮二	(注) 6.	東京都文京区	20,000 (20,000)	0.19 (0.19)
吉村 政二郎	(注) 8.	東京都台東区	20,000 (20,000)	0.19 (0.19)
瀧上 真悟	(注) 8.	千葉県市川市	20,000 (20,000)	0.19 (0.19)
渡邊 裕之	(注) 8.	埼玉県さいたま市緑区	20,000 (20,000)	0.19 (0.19)
山口 真吾	(注) 8.	東京都練馬区	20,000 (20,000)	0.19 (0.19)
八島 美奈子	(注) 8.	岩手県紫波郡紫波町	20,000 (20,000)	0.19 (0.19)
矢羽々 久美子	(注) 8.	岩手県盛岡市	14,000 (14,000)	0.13 (0.13)
手島 美由紀	(注) 8.	神奈川県川崎市川崎区	10,000 (10,000)	0.10 (0.10)
内海 理絵	(注) 8.	神奈川県川崎市幸区	10,000 (10,000)	0.10 (0.10)
岩村 祐輔	(注) 8.	東京都北区	10,000 (10,000)	0.10 (0.10)
川本 智之	(注) 8.	東京都日野市	10,000 (10,000)	0.10 (0.10)
澤田 莉苒	(注) 8.	東京都墨田区	8,000 (8,000)	0.08 (0.08)
高橋 宏明	(注) 8.	愛知県名古屋市長区	8,000 (8,000)	0.08 (0.08)
齊藤 和美	(注) 8.	三重県名張市	8,000 (8,000)	0.08 (0.08)
大和田 陽子	(注) 8.	千葉県千葉市緑区	5,000 (5,000)	0.05 (0.05)
尾崎 修作	(注) 8.	愛知県名古屋市中村区	5,000 (5,000)	0.05 (0.05)
箕成 ひと美	(注) 8.	三重県名張市	5,000 (5,000)	0.05 (0.05)
中谷 総子	(注) 8.	三重県名張市	5,000 (5,000)	0.05 (0.05)
福田 義久	(注) 8.	岐阜県岐阜市	5,000 (5,000)	0.05 (0.05)
高原 弘子	(注) 8.	埼玉県新座市	5,000 (5,000)	0.05 (0.05)
平田 さやか	(注) 8.	東京都世田谷区	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)
増井 省吾	(注) 8.	東京都葛飾区	4,000 (4,000)	0.04 (0.04)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を 除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
福田 麻美	(注) 8.	東京都大田区	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
加藤 雄馬	(注) 8.	東京都江東区	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
押川 あゆみ	(注) 8.	神奈川県横浜市青葉区	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
佐藤 早苗	(注) 8.	神奈川県逗子市	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
角田 麻紀子	(注) 8.	神奈川県藤沢市	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
藤平 潤子	(注) 8.	埼玉県さいたま市見沼区	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
新地 美香	(注) 8.	東京都板橋区	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
新井 則子	(注) 8.	埼玉県幸手市	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
平尾 朋子	(注) 8.	岐阜県岐阜市	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
茂木 俊知	(注) 8.	埼玉県さいたま市緑区	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
佐々木 史子	(注) 8.	東京都江東区	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
倉上 啓	(注) 8.	神奈川県川崎市中原区	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
竹内 一馬	(注) 8.	神奈川県川崎市幸区	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
門屋 久美子	(注) 8.	岩手県盛岡市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
藤田 由紀子	(注) 8.	岩手県紫波郡紫波町	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
竹腰 幸子	(注) 8.	埼玉県蓮田市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
白鳥 恵	(注) 8.	東京都中央区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
鈴木 隼人	(注) 8.	栃木県鹿沼市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
鈴木 メリアン	(注) 8.	東京都多摩市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
平田 藍子	(注) 8.	愛知県名古屋市中港区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
田村 政子	(注) 8.	千葉県柏市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
千葉 桂奈子	(注) 8.	神奈川県横浜市南区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
山元 芳子	(注) 8.	栃木県宇都宮市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
菊市 ゆかり	(注) 8.	新潟県新潟市江南区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
尾崎 静香	(注) 8.	東京都品川区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
田口 明美	(注) 8.	埼玉県白岡市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
山邊 久子	(注) 8.	埼玉県さいたま市南区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
杉本 一将	(注) 8.	三重県四日市市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
児島 麻衣	(注) 8.	愛知県あま市	1,400 (1,400)	0.01 (0.01)
川口 千恵子	(注) 8.	愛知県稲沢市	1,400 (1,400)	0.01 (0.01)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を 除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
久米 委美	(注) 8.	愛知県あま市	1,400 (1,400)	0.01 (0.01)
大竹 護	(注) 8.	埼玉県新座市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
岸本 貴久代	(注) 8.	三重県四日市市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
吉田 高広	(注) 8.	愛知県一宮市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
畠山 三枝	(注) 8.	岩手県盛岡市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
清水 直子	(注) 8.	岩手県盛岡市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
小迫 優樹	(注) 8.	埼玉県越谷市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
渡辺 昌英	(注) 8.	東京都中野区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
鍋田 美幸	(注) 8.	新潟県新潟市中央区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
淵上 美和子	(注) 8.	愛知県名古屋市中区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
築瀬 昭子	(注) 8.	神奈川県相模原市中央区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
渡邊 幸子	(注) 8.	岩手県盛岡市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
小畑 静香	(注) 8.	栃木県宇都宮市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
新井田 諭	(注) 8.	神奈川県横浜市都筑区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
石川 記代子	(注) 8.	神奈川県横浜市港北区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
福地 彩乃	(注) 8.	神奈川県川崎市宮前区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
増子 信子	(注) 8.	栃木県宇都宮市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
柴谷 亜加音	(注) 8.	東京都荒川区	800 (800)	0.01 (0.01)
西山 和樹	(注) 8.	埼玉県さいたま市南区	800 (800)	0.01 (0.01)
中村 静	(注) 8.	埼玉県さいたま市見沼区	800 (800)	0.01 (0.01)
赤嶺 彰吾	(注) 8.	埼玉県所沢市	800 (800)	0.01 (0.01)
佐野 祥	(注) 8.	東京都東久留米市	600 (600)	0.01 (0.01)
七夕 弘明	(注) 8.	東京都台東区	600 (600)	0.01 (0.01)
細川 加奈子	(注) 8.	岩手県紫波郡紫波町	400 (400)	0.00 (0.00)
永井 美香	(注) 8.	三重県名張市	400 (400)	0.00 (0.00)
井上 怜子	(注) 8.	三重県伊賀市	400 (400)	0.00 (0.00)
杉野 厚子	(注) 8.	三重県名張市	400 (400)	0.00 (0.00)
西浦 貴代	(注) 8.	三重県伊賀市	400 (400)	0.00 (0.00)
牧野 芳美	(注) 8.	三重県名張市	400 (400)	0.00 (0.00)
西城 律子	(注) 8.	三重県名張市	400 (400)	0.00 (0.00)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
谷 純恵	(注) 8.	三重県伊賀市	400 (400)	0.00 (0.00)
堀永 不二子	(注) 8.	三重県名張市	400 (400)	0.00 (0.00)
真鍋 舞	(注) 8.	三重県名張市	400 (400)	0.00 (0.00)
中島 裕太	(注) 8.	三重県名張市	400 (400)	0.00 (0.00)
宮崎 智生	(注) 8.	三重県伊賀市	400 (400)	0.00 (0.00)
安藤 ひとみ	(注) 8.	三重県名張市	400 (400)	0.00 (0.00)
長川 亜裕美	(注) 8.	三重県名張市	400 (400)	0.00 (0.00)
山本 夕貴	(注) 8.	三重県伊賀市	400 (400)	0.00 (0.00)
横田 円	(注) 8.	三重県名張市	400 (400)	0.00 (0.00)
村上 暁	(注) 8.	三重県名張市	400 (400)	0.00 (0.00)
鈴木 浮子	(注) 8.	三重県津市	400 (400)	0.00 (0.00)
伊藤 七月	(注) 8.	埼玉県川口市	400 (400)	0.00 (0.00)
宮原 絵津子	(注) 8.	神奈川県横浜市都筑区	400 (400)	0.00 (0.00)
下田 朋香	(注) 8.	神奈川県川崎市宮前区	400 (400)	0.00 (0.00)
村上 朋美	(注) 8.	神奈川県川崎市高津区	400 (400)	0.00 (0.00)
安富 直美	(注) 8.	神奈川県横浜市中区	400 (400)	0.00 (0.00)
上村 純子	(注) 8.	栃木県宇都宮市	400 (400)	0.00 (0.00)
梨本 瞳	(注) 8.	新潟県新潟市中央区	400 (400)	0.00 (0.00)
大木 美智子	(注) 8.	埼玉県桶川市	400 (400)	0.00 (0.00)
水内 佐知子	(注) 8.	神奈川県横浜市金沢区	200 (200)	0.00 (0.00)
本間 千穂	(注) 8.	千葉県船橋市	200 (200)	0.00 (0.00)
池田 麻美	(注) 8.	東京都世田谷区	200 (200)	0.00 (0.00)
伊藤 知香	(注) 8.	東京都狛江市	200 (200)	0.00 (0.00)
計		—	10,464,800 (464,800)	100.00 (4.44)

- (注) 1. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
4. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
5. 特別利害関係者等(当社の取締役)
6. 特別利害関係者等(当社の監査役)
7. 特別利害関係者等(当社の代表取締役に総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)
8. 当社の従業員

独立監査人の監査報告書

2019年8月27日

株式会社アンビスホールディングス

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 毅 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯 室 進 康 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アンビスホールディングスの2016年10月3日から2017年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アンビスホールディングス及び連結子会社の2017年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月27日

株式会社アンビスホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴 毅 ④
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯 室 進 康 ④
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アンビスホールディングスの2017年10月1日から2018年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アンビスホールディングス及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月27日

株式会社アンビスホールディングス

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 毅 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯 室 進 康 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アンビスホールディングスの2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2018年10月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アンビスホールディングス及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月27日

株式会社アンビスホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 毅 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯 室 進 康 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アンビスホールディングスの2016年10月3日から2017年9月30日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アンビスホールディングスの2017年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月27日

株式会社アンビスホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 毅 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯 室 進 康 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アンビスホールディングスの2017年10月1日から2018年9月30日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アンビスホールディングスの2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

